

第2次高槻市障がい者基本計画 令和6年度実績
「施策展開の方向性と取組」における「主な事業」一覧

【資料1－2】

通し 番号	方向性	施策 展開	中見 出し	計画書 掲載頁	施策・事業	担当課	内 容	令和6年度実績	確 定	参考:令和5年度実績	事業 の方	事業の課題や今後の取組	特記事項 (コロナ禍における影響等)
1	1 専断尊重	(1)相談支援	①専門的相談		54 基幹相談支援センター	福祉相談支援課	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、権利擁護に関する相談等の業務を総合的に行います。また、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)や地域包括支援センター等と連携した包括的な相談支援体制づくりに向けて取り組みます。	基幹相談支援センターとして、CSWや相談支援事業所、地域包括支援センター等と連携し、障がい当事者や家族からの相談に対応しました。	確定	基幹相談支援センターとして、CSWや相談支援事業所、地域包括支援センター等と連携し、障がい当事者や家族からの相談に対応しました。	成果維持	引き続き、CSWや相談支援事業所、地域包括支援センター等と連携し、障がい当事者や家族からの相談への対応に努めます。	
2	1 専断尊重	(1)相談支援	①専門的相談		54 全庁的な相談支援体制の強化	福祉相談支援課	福祉相談支援課に高齢者・障がい者・生活困窮者に対する相談業務を集約し、ワンストップで対応します。また、各相談支援窓口の連携により、全庁的な相談支援体制の強化を図ります。	複雑化した困難事例に対し、様々な支援機関と連携し、課題解決に向けた支援を行いました。	確定	複雑化した困難事例に対し、様々な支援機関と連携し、課題解決に向けた支援を行いました。	成果維持	引き続き、各関係機関との連携を図りながら、相談支援体制の強化に努めます。また、高齢・生活困窮・子ども等各分野の関係課及び社会福祉協議会と共に「重層的支援体制整備事業」に取り組みます。	
3	1 専断尊重	(1)相談支援	①専門的相談		55 障がい者相談支援事業	福祉相談支援課	相談支援事業所の相談支援専門員が、障がい者等のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。	基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所において相談支援を行いました。委託相談事業所:8か所 相談件数:延べ18,954件	確定	基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所において相談支援を行いました。委託相談事業所:8か所 相談件数:延べ20,376件	成果維持	相談支援専門員に対する研修等により、相談支援の質の向上を図ります。また、各相談機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。	
4	1 専断尊重	(1)相談支援	①専門的相談		55 相談支援に関する補助事業	福祉相談支援課	障がい児者の相談支援体制を強化するため、指定特定相談支援事業所の新規開設及び相談支援専門員の増員に向け、補助制度による取組を行います。	相談支援事業所の新規開設に係る補助事業の利用はありませんでしたが、相談支援専門員初任者研修受講に関する補助を行いました。研修費用補助:4件	確定	指定特定相談支援事業所の新規開設に関する補助を行いました。開設補助(運営経費):2件	成果維持	相談支援専門員に対する研修等により、相談支援の質の向上を図ります。また、各相談機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。	
5	1 専断尊重	(1)相談支援	①専門的相談		55 計画相談支援	障がい福祉課 福祉相談支援課	障がい福祉サービスなどを利用する障がい者に対し、指定相談支援事業所が「サービス等利用計画」を作成し、定期的にモニタリングを行うことにより、本人の希望する生活や、困っていること、置かれている状況などを勘案して、解決すべき課題や支援方針を踏まえたサービス提供の実現を図ります。	障がい福祉サービスなどの支給申請にあたり、指定特定相談支援事業所による「サービス等利用計画」の導入を図りました。利用者数:1,434人 セルフプランを含めた計画導入者数:3,581人	確定	障がい福祉サービスなどの支給申請にあたり、指定特定相談支援事業所による「サービス等利用計画」の導入を図りました。利用者数:1,393人 セルフプランを含めた計画導入者数:3,347人	成果維持	人材育成等による事業の質の向上や、事業者間や関係機関との連携体制の強化を図ります。また、補助制度の活用等によりサービス等利用計画の更なる導入を進めます。	
6	1 専断尊重	(1)相談支援	①専門的相談		55 地域相談支援	障がい福祉課 福祉相談支援課 生活福祉支援課	【地域移行支援】 施設入所中または精神科病院入院中の障がい者に対し、地域での生活に向けた住居探しや地域での生活に必要な訓練のための支援を行います。 【地域定着支援】 居宅において単身等で生活する障がい者に常時の連絡体制を確保し、生活が安定・定着するまでに必要な支援を行います。	入所施設からGHへの移行1名、大阪府立障がい者自立支援センターから単身居宅生活への移行1名に対し、地域移行支援を行いました。 上記自立支援センターからの地域生活移行者2名(内1名は前年度からの継続利用)に地域定着支援を行いました。また、家族等との同居生活から新たに単身生活を開始された方2名、グループホームから地域生活への移行者1名に対し、地域定着支援を行いました。地域移行支援:2名 地域定着支援:5名	確定	生活保護受給中の長期入院者に対し、対象者を選定の上、個別アプローチによる退院支援を行いました。地域相談支援につながる例はありませんでした。 入所施設からGHへの移行1名、府立障害者自立支援センターから単身居宅生活への移行2名に対し、地域移行支援を行いました。このうち1名は移行後に地域定着支援を利用されました。地域移行支援:3名 地域定着支援:1名	成果維持	当事者のニーズに適切に対応できるよう、施設関係者への制度周知や相談員の研修を充実するとともに、在宅サービスなどの一体的な提供に努めます。また、当該事業の利用が望ましい障がい者に対して、適切にサービスの支給決定を行います。	
7	1 専断尊重	(1)相談支援	①専門的相談		55 障害者差別解消法に基づく相談対応	福祉相談支援課	障害者差別解消法に基づく相談に対し、庁内各課及び大阪府広域支援相談員など関係機関と連携して適切に対応します。	障がい者差別に関する相談に応じるとともに、各種啓発等を実施しました。相談件数:4件	確定	障がい者差別に関する相談に応じるとともに、各種啓発等を実施しました。相談件数:3件	成果維持	障がい者差別に関する相談に対応するとともに、改正障害者差別解消法等の各種啓発の周知を継続します。	
8	1 専断尊重	(1)相談支援	①専門的相談		55 精神疾患や精神障がいに関する医療連携・相談体制の充実	保健予防課	心の不調や統合失調症、気分障がい、認知症、依存症などについて、保健師、精神科医師、精神保健福祉士、社会福祉士等が、本人や家族等の相談に応じます。精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、地域共生の理念を踏まえ、包括的な支援体制の構築に向け、自立支援協議会と継続的に連携を深めるとともに、精神保健福祉関係機関連絡会議を活用し、「精神障がい」にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関する情報共有及び協議を行う場を設置し、医療・福祉などの関係機関との連携を強化し、相談支援の充実を図ります。	・訪問、来所、電話相談件数:4,275件 ・こころの健康相談:153回実施 （内、嘱託医相談105回、精神保健福祉士相談48回） ・精神障がい者家族教室:1回 ・精神保健福祉関係機関連絡会議:2回 ・情報共有ツール作成ワーキング:5回	確定	・訪問、来所、電話相談件数:4,050件 ・こころの健康相談:153回実施 （内、嘱託医相談105回、精神保健福祉士相談48回） ・精神障がい者家族教室:新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、開催せず ・精神保健福祉関係機関連絡会議:2回 ・情報共有ツール作成ワーキング:2回	成果維持	精神障がい者や家族等に、多職種によるこころの健康相談を行い、未治療者への受療支援や治療継続支援等を実施します。また、精神障がい者の地域生活を推進するために、自立支援協議会と継続的に連携しながら、精神保健福祉関係機関連絡会議を活用して、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する情報共有及び協議を行い、医療・福祉などの関係機関との連携強化を図ります。	
9	1 専断尊重	(1)相談支援	①専門的相談		56 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援	福祉相談支援課	仕事・健康・人間関係などさまざまな問題で生活に困っている方に対して、相談支援員や就労支援員が各種関係機関と連携しながら課題解決に向けてのサポートを行います。	自立相談支援事業として、自立相談支援員が対象者に対し、就労その他自立に向けた相談支援や課題解決に向けた支援計画(プラン)を策定しました。新規相談件数:747件 新規プラン策定件数:112件 就労により自立した者:37人	確定	自立相談支援事業として、自立相談支援員が対象者に対し、就労その他自立に向けた相談支援や課題解決に向けた支援計画(プラン)を策定しました。新規相談件数:650件 新規プラン策定件数:124件 就労により自立した者:39人	成果維持	関係機関と連携し、相談者の掘り起こしを今後も行うとともに、相談者への適切な支援が行えるよう、相談支援員のスキルアップも図ります。	
10	1 専断尊重	(1)相談支援	①専門的相談		56 障がい者相談員	福祉相談支援課	障がい者及びその家族が、障がい者相談員としてさまざまな経験や情報を活かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立って相談に応じます。	委嘱を受けた障がい者相談員(障がい当事者やその家族)による相談支援を行いました。相談員数:20名 相談件数:延べ186件	確定	委嘱を受けた障がい者相談員(障がい当事者やその家族)による相談支援を行いました。相談員数:21名 相談件数:延べ205件	成果維持	障がい者相談員等に対する研修を行う等、地域の相談窓口の充実を図ります。	
11	1 専断尊重	(1)相談支援	①専門的相談		56 障がい者生活支援事業	障がい者福祉センター	障がい者やその家族の多様な課題等に対して、弁護士等による相談を行うことにより、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力の高揚を図ります。	(個人相談件数) 手話通訳利用者:1083件 弁護士相談:29件 (グループ支援) 薔薇の会:延べ349名 つどい:延べ16名	確定	(個人相談件数) 手話通訳利用者:938件 弁護士相談:26件 (グループ支援) 薔薇の会:延べ265名 つどい:延べ34名	成果維持	今後とも多様化する相談等に対してきめ細やかな対応をするためには、相談員等の資質の向上を図る必要があります。	
12	1 専断尊重	(1)相談支援	①専門的相談		56 コミュニティソーシャルワーク事業の充実	地域共生社会推進室	地域において、アウトリーチや本人・世帯に寄り添う伴走型の相談支援を行うコミュニティソーシャルワーカー(CSW)が、制度の狭間や複合化する生活課題、地域住民の相談等に対応するため、「福祉のまちかど相談」などの取組をはじめ、地域で活動する団体や関係機関等との連携・協力の一層の充実を図り、地域共生社会の実現にかかる包括的な支援体制の整備を進めていきます。	・「コミュニティソーシャルワーカー(CSW)活動報告集」や、広報誌・ホームページを活用するとともに、出前講座や研修会など様々な機会を捉えて、CSWの活動周知に努めました。 ・ケース会議等を通じてCSWと市各課の連携の強化を図りました。 ・「重層事業」における多機関協働事業等を市社協に委託し、支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理など、事例全体の調整役を担う多機関協働コーディネーターをCSWが兼任するなど、CSWの機能強化や活動しやすい環境づくりに努めるとともに、1名の増員配置を図りました。また、高齢・障がい・子ども分野の委託先相談支援機関や、ひきこもり支援等のネットワーク参画機関など、様々な関係機関・地域で活動する団体等と分野を横断した顔の見える関係づくり等を行うなど、包括的な支援体制の充実に向けて取り組みました。	確定	・「コミュニティソーシャルワーカー(CSW)活動報告集」や、広報誌・ホームページを活用するとともに、出前講座や研修会など様々な機会を捉えて、CSWの活動周知に努めました。 ・ケース会議等を通じてCSWと市各課の連携の強化を図りました。 ・令和5年3月に策定した『重層事業実施計画』に基づき、多機関協働事業等を市社協に委託し、支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理など、事例全体の調整役を担う多機関協働コーディネーターをCSWが兼任するなど、CSWの機能強化や活動しやすい環境づくりに努めるとともに、1名の増員配置を図りました。また、高齢・障がい・子ども分野の委託先相談支援機関や、ひきこもり支援等のネットワーク参画機関など、様々な関係機関・地域で活動する団体等と分野を横断した顔の見える関係づくり等を行うなど、包括的な支援体制の充実に向けて取り組みました。	成果維持	制度の狭間や複合化する生活課題、地域住民の相談等に対応するため、「福祉のまちかど相談」などの取組をはじめ、地域で活動する団体や関係機関等とCSWの連携・協力の一層の充実を図ります。また、福祉以外の分野との連携・協働も意識する中で、更なる分野間連携の定着と促進を目指し、多機関による協働支援体制の強化を図っていくなど、地域共生社会の実現にかかる包括的な支援体制の整備を進めていきます。	

通し 番号	方向性	施策 展開	中見 出し	計画書 掲載頁	施策・事業	担当課	内 容	令和6年度実績	確 定	参考:令和5年度実績	事業 の方	事業の課題や今後の取組	特記事項 (コロナ禍における影響等)
13	1 専厳尊重	(1)相談支援	①専門的相談		56 自立支援協議会の充実	福祉相談支援課	障がい者等が抱えるさまざまなニーズ及び地域の課題に対し、市と福祉、医療、教育など幅広い分野の関係機関が解決に向けた協議を行い、地域における障がい者等を支えるネットワークの強化や地域社会づくりを推進します。	障がい児者が安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、地域の関係機関との緊密な連携を図るとともに、地域課題に係る情報共有や意見交換を行いました。 全体会議:1回 運営事務局会議:6回 ケアマネジメント連絡会議及び各ワーキング:30回 障がい者虐待防止・差別解消連絡会議:1回	確定	障がい児者が安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、地域の関係機関との緊密な連携を図るとともに、地域課題に係る情報共有や意見交換を行いました。 全体会議:1回 運営事務局会議:6回 ケアマネジメント連絡会議及び各ワーキング:35回 障がい者虐待防止・差別解消連絡会議:1回	成果維持	地域課題の抽出及び課題解決に向けた取組を行うとともに、障がい児者が安心して暮らせる地域社会実現に向け、地域の障がい福祉関係機関等との連携を図ります。	
14	1 専厳尊重	(1)相談支援	②障がい児相談		57 障がい児相談支援	子ども家庭みまもりセンター子育て支援課	障がい児通所支援サービス等を利用する障がい児とその保護者に対し、指定相談支援事業所が「児童発達支援利用計画」を作成し、定期的にモニタリングを行うことにより、本人及び保護者の希望する生活や、困りごと、置かれている状況等を勘案して、解決すべき課題や支援方針を踏まえたサービス提供の実現を図ります。 また、相談支援員が保護者や事業所等と適切な連携を図り、それぞれの児童の発達や行動面等の課題を的確に把握し、一人ひとりに適した療育支援等につなげるとともに、発達に関する相談や悩み事等の相談に適切に対応できるよう、相談支援事業所担当者会議を定期的開催し、情報交換や意見交換、事例検討等を行うことで、相談支援員のスキルアップに努めます。	障がい児通所支援サービス等の支給申請にあたり、指定障がい児相談支援事業所による「児童発達支援利用計画」の導入を継続しました。また相談支援担当者会議を開催し、相談支援専門員のスキルアップ等に努めました。 利用者数(=計画作成数) : 954人 相談支援事業所担当者会議開催回数 : 11回	確定	障がい児通所支援サービス等の支給申請にあたり、指定障がい児相談支援事業所による「児童発達支援利用計画」の導入を継続しました。また相談支援担当者会議を開催し、相談支援専門員のスキルアップ等に努めました。 利用者数(=計画作成数) : 927人 相談支援事業所担当者会議開催回数 : 11回	成果維持	人材育成等による事業の質の向上や、事業者間や関係機関との連携体制の強化を図ること等により、引き続き相談支援体制の充実に努めます。	
15	1 専厳尊重	(1)相談支援	②障がい児相談		57 子育て相談	子ども家庭みまもりセンター子育て支援課	市内各所にある「つどいの広場」等の「子育て相談窓口」で、子育てに関する不安や悩みの一環として、障がいに関する相談を受け付けるとともに、児童家庭相談や相談事業所等の専門相談窓口との連携による適切な相談支援や、その充実に努めます。	・相談により、子育て中の保護者の不安やストレス、親子関係の問題等に対し、保護者が安心感を持てる環境を提供しながら支援しました。 ・令和6年度児童家庭相談新規ケース1,282件、継続ケースを含めると6,697件。保護者の相談内容を傾聴し、アセスメントとそれに基づく適切な援助を行いました。	確定	・相談により、子育て中の保護者の不安やストレス、親子関係の問題等に対し、保護者が安心感を持てる環境を提供しながら支援しました。 ・令和5年度児童家庭相談新規ケース1,935件、継続ケースを含めると7,148件。保護者の相談内容を傾聴し、アセスメントとそれに基づく適切な援助を行いました。	成果維持	今後も適切に相談支援を実施するため、体制強化や資質の向上を図ることが必要と考えます。	
16	1 専厳尊重	(1)相談支援	②障がい児相談		57 教育相談	教育センター	教育上の課題や子どもの心理・こころの発達などの悩みに関する教育相談を行います。	主訴解消に向けた効果的な支援を行ったほか、学校・園とも連携を図りながら相談を実施しました。 面接相談件数:171件 延べ相談回数:1,391回 電話相談件数(教育相談):147件 延べ相談件数:240件	確定	主訴解消に向けた効果的な支援を行ったほか、学校・園とも連携を図りながら相談を実施しました。 面接相談件数:267件 延べ相談回数:1,978回 電話相談件数(教育相談):170件 延べ相談件数:298件	成果維持	今後も相談者のニーズに応じて個別に専門的なカウンセリングを実施していく。	
17	1 専厳尊重	(1)相談支援	②障がい児相談		57 スクールソーシャルワーカーの配置	教育指導課	福祉分野の専門知識や技能を持つスクールソーシャルワーカー(SSW)を教育委員会に配置し、必要に応じて学校に派遣し、児童生徒が抱える課題や取り巻く環境に着目し、学校と関係機関等の連携による支援を行います。	必要に応じて学校に派遣し、児童生徒が抱える課題や取り巻く環境に着目し、学校と関係機関等の連携による支援を行いました。	確定	必要に応じて学校に派遣し、児童生徒が抱える課題や取り巻く環境に着目し、学校と関係機関等の連携による支援を行いました。	成果維持	新任職員の人材育成を行い、機能的・効果的な組織体制の構築を進めます。	
18	1 専厳尊重	(2)権利擁護啓発	①権利擁護		58 障がい児者虐待事案への対応	福祉相談支援課 福祉指導課 子ども家庭みまもりセンター子育て支援課	障がい者虐待の通報に対しては、障がい者虐待防止センターである障がい者基幹相談支援センターを中心に、状況等を把握の上、緊急性や事由に応じ適切に対応します。 障がい児の虐待通報に対しては、児童虐待防止法等に基づき、大阪府子ども家庭センター等の関係機関と連携しながら、適切に対応します。 虐待事案の解決に向け、必要性に応じ、虐待者、養護者等への指導や相談支援を行います。	【福祉相談支援課】 障がい者虐待防止センターへの通報・相談は97件で、虐待判断の件数は24件でした。速やかに事実確認等を行った上、被虐待者の保護や、虐待者への指導・支援等を行いました。 【福祉指導課】 障がい者施設従業者等による虐待または虐待の疑いに関する相談等は障がい者虐待防止センターと連携し、適切に対応しました。 【子育て支援課】 児童虐待通告は752件で、児童福祉法等に基づき、吹田子ども家庭センター等の関係機関と連携しながら対応しました。	確定	【福祉相談支援課】 障がい者虐待防止センターへの通報・相談は90件で、虐待判断の件数は27件でした。速やかに事実確認等を行った上、被虐待者の保護や、虐待者への指導・支援等を行いました。 【福祉指導課】 障がい者施設従業者等による虐待または虐待の疑いに関する相談等は障がい者虐待防止センターと連携し、適切に対応しました。 【子育て総合支援センター】 児童虐待通告は970件で、児童福祉法等に基づき、吹田子ども家庭センター等の関係機関と連携しながら対応しました。	成果維持	複雑多様化した虐待事案に対し、迅速な対応を行うとともに、被虐待者及び養護者等への適切な支援に努めます。 制度の更なる周知を図るとともに、虐待に関する相談・通報に対し、被虐待者の状況に応じて関係機関と連携を図りながら、適切に対応いたします。	
19	1 専厳尊重	(2)権利擁護啓発	①権利擁護		58 成年後見制度利用支援	福祉相談支援課	知的障がい者や精神障がい者等判断能力が不十分な人の権利を守るため、成年後見の申立を行う親族がいない人に対して、市長申立を行うとともに、成年後見を申し立てる親族への相談にも応じます。 補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である障がい者について、後見人等に対する報酬等の助成を行います。 また、市民後見人の養成や、後見等の業務を行う法人(法人後見)の確保に向けた研修等、成年後見の利用に向けた取組を行います。	・成年後見制度に関する案内を行うとともに、成年後見制度の利用が必要で、親族による申立てが困難である障がい者に対して、市長による成年後見開始の申立てを行いました。 申立て件数:4件 ・補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である障がい者について、後見人等に対する報酬等の助成を行いました。 報酬助成件数:29件	確定	・成年後見制度に関する案内を行うとともに、成年後見制度の利用が必要で、親族による申立てが困難である障がい者に対して、市長による成年後見開始の申立てを行いました。 申立て件数:2件 ・補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である障がい者について、後見人等に対する報酬等の助成を行いました。 報酬助成件数:23件	成果維持	福祉相談支援課を成年後見制度の利用促進のための中核機関と位置づけ、成年後見制度の利用を促進するために様々な機関との連携を目指します。また、成年後見制度利用の周知・支援を行い、対象者の権利擁護を図ります。	
20	1 専厳尊重	(2)権利擁護啓発	①権利擁護		59 日常生活自立支援事業	福祉相談支援課	知的障がい者・精神障がい者の権利擁護のため、福祉サービスの情報提供・助言・相談・日常的金銭管理サービスを行い、自立生活の支援を図ります。	社会福祉協議会が実施する知的障がいや精神障がいのため、判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理サービスを行う日常生活自立支援事業に対して、補助を行いました。 相談受付件数:5,103件 サービス実施回数:5,439件	確定	社会福祉協議会が実施する知的障がいや精神障がいのため、判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理サービスを行う日常生活自立支援事業に対して、補助を行いました。 相談受付件数:5,442 件 サービス実施回数:4,686 件	成果維持	引き続き判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助や金銭管理サービスの提供が行えるよう体制整備を図ります。	
21	1 専厳尊重	(2)権利擁護啓発	②各種啓発		59 権利擁護に関する周知啓発	福祉相談支援課 障がい福祉課	障害者虐待防止法や障害者差別解消法、障がい者の権利擁護に関する市民の理解を促進するため、さまざまな機会を捉え周知を図ります。	【福祉相談支援課・障がい福祉課】 12月に市営バス全車両内に啓発広告の掲載および福祉展や市役所総合センター1階通路での啓発展示や啓発台紙入りポケットティッシュの配架に加え、広報誌やケーブルテレビの特集等、地域における障がい者理解の促進を図りました。	確定	【福祉相談支援課・障がい福祉課】 12月に市営バス全車両内に啓発広告の掲載および福祉展や市役所総合センター1階通路での啓発展示を行いました。また、市内全ての郵便局で障害者差別解消法に関する啓発カードの配架する等、地域における障がい者理解の促進を図りました。	成果維持	障がい者の権利擁護に関し、様々な機会を通じて市民への周知啓発に努めます。	
22	1 専厳尊重	(2)権利擁護啓発	②各種啓発		59 福祉教育の推進と充実	教育指導課	学校は、地域の福祉施設や支援学校との交流や体験活動等を通して、障がい理解教育・福祉教育を推進します。	・各小中学校において、点字・手話・アイマスク、車椅子体験や、障がい者との交流、事業所等の訪問を実施する等、障がい理解教育、福祉教育を推進しました。(小学校41校・中学校18校) ・校区在住の、支援学校に通っている児童生徒との居住地校交流を実施しました。(年間35回) ・障がい児者人権教育懇談会を開催しました。(年間2回)	確定	・各小中学校において、点字・手話・アイマスク、車椅子体験や、障がい者との交流、事業所等の訪問を実施する等、障がい理解教育、福祉教育を推進しました。(小学校41校・中学校18校) ・校区在住の、支援学校に通っている児童生徒との居住地校交流を実施しました。(年間35回) ・障がい児者人権教育懇談会を開催しました。(年間2回)	拡充	・校区の事業所や障がい者施設との連携を今後も進める必要があります。また、保護者や地域の啓発活動においても引き続き取り組んでいく必要があります。	

番号	方向性	施策展開	中見出し	計画書掲載頁	施策・事業	担当課	内 容	令和6年度実績	確定	参考:令和5年度実績	事業の方	事業の課題や今後の取組	特記事項 (コロナ禍における影響等)	
23	1 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	(2)権利擁護啓発	②各種啓発		59	精神疾患に関する理解促進	保健予防課	精神疾患への市民の理解を促進するため、講演等により普及啓発を実施します。また、自殺対策推進事業として、ゲートキーパー研修や街頭キャンペーン等を行い、相談支援体制の充実や相談窓口の周知等を図ります。	市民講座・理解促進事業等の普及啓発 ・15回開催 参加者延べ656人 (うち自殺対策に関する事業 9回 延べ439人) 自殺対策に関する事業 ・自殺対策連絡協議会 1回開催 ・自殺対策計画推進本部会議 1回開催 ・自殺対策計画推進本部会議(幹事会) 1回開催 ・市内公共交通機関、公共施設、市内大学、病院等における啓発 展示やリーフレットの配布等:2回実施 ・成人式にてリーフレット配布 1回実施	確定	市民講座・理解促進事業等の普及啓発 ・14回開催 参加者延べ627人 (うち自殺対策に関する事業 9回 延べ404人) その他、自殺対策に関する事業 ・自殺対策連絡協議会 3回開催 ・自殺対策計画推進本部会議 3回開催 ・自殺対策計画推進本部会議(幹事会) 3回開催 ・街頭キャンペーンは、新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため中止。 ・成人式にてリーフレット配布 1回実施	成果維持	市民や関係機関等を対象とした講座等を引き続き実施し、こころの病気に対する市民等の理解促進に努めます。 自殺予防の普及啓発を継続するとともに、自殺対策計画の進捗管理を行い、自殺対策の一層の充実を図ります。	
24	1 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	(2)権利擁護啓発	②各種啓発		59	広報、啓発資料による人権意識の高揚	人権・男女共同参画課	広報誌面においてさまざまな人権課題をテーマにした特集を企画するとともに、障がい者の人権などをテーマにした人権啓発パネルの貸出を行います。 人権・文化啓発コーナーにおいて、障がい者の人権をはじめとするさまざまな人権や平和に関するDVDなどの映像資料の貸出を行います。 12月の人権週間にあわせて、市内各駅頭において街頭啓発を行う際に、啓発イベントの告知チラシと人権週間啓発チラシ、障がい福祉サービス事業所等で作製した物品を配布し、障がい者の人権啓発もあわせて実施します。	・人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、市広報誌(令和6年11月号)に「スポーツ・ハラスメント」をテーマにした特集記事を掲載するとともに、障がい者の人権をはじめとする人権啓発パネルを貸し出し(21件)しました。 ・人権についての理解を深めるため、同和問題に関するDVDを新たに購入し、人権・文化啓発コーナーにおける啓発ビデオ・DVDなどの充実にも努めるとともに、男女共同参画センターにおいて戦時中の衣服や生活用品などを展示しました。人権・文化啓発コーナーの年間利用者は1,786人となりました。 ・人権を尊重する市民意識の形成を図るため、人権週間に先駆けて12月3日に市内駅頭において街頭啓発を実施し、「人権週間」のチラシと障がい福祉サービス事業所等が作製した物品を配布しました。また、12月から市内公民館において同様の物品を配布しました。(物品の配布数合計 約3,500個)	確定	・人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、市広報誌(令和5年11月号)に人権課題をテーマにした特集記事を掲載するとともに、障がい者の人権をはじめとする人権啓発パネルを貸し出し(19件)しました。 ・人権についての理解を深めるため、インターネットの正しい使い方に関するDVDを新たに購入し、人権・文化啓発コーナーにおける啓発ビデオ・DVDなどの充実にも努めるとともに、男女共同参画センターにおいて戦時中の衣服や生活用品などを展示しました。人権・文化啓発コーナーの年間利用者は1,734人となりました。 ・人権を尊重する市民意識の形成を図るため、人権週間に先駆けて11月29日に市内駅頭において街頭啓発を実施し、「人権週間」のチラシと障がい福祉サービス事業所等が作製した物品を配布しました。また、12月から市内公民館において同様の物品を配布しました。(物品の配布数合計 約3,500個)	成果維持	・特集記事、啓発パネルでは内容が偏らないよう、様々な人権課題をテーマにするとともに、より多くの市民に関心を持ってもらえるよう、分かりやすい表現やレイアウトなどをさらに工夫します。 ・人権週間に合わせて実施する街頭啓発では、引き続き市内の障がい福祉サービス事業所等が作製した物品を、「人権を考える市民のつどい」のチラシとともに市民に配布します。	
25	1 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	(2)権利擁護啓発	②各種啓発		60	職員出前講座	市民生活相談課 障がい福祉課 福祉相談支援課	市民の理解や関心を深めることを目的に、職員による出前講座を実施する中で、障がい者福祉、障害者差別解消法、手話言語条例とミニ手話講習などをテーマにした講座等を通じ、市民等への理解促進を図ります。	【市民生活相談課】 障がい者福祉をテーマにした講座を実施し、市民等への理解促進を図りました。 実施件数 1件 受講者数 12人 【障がい福祉課】 障がい者福祉、障害者差別解消法、手話言語条例とミニ手話講習をテーマにした講座を実施し、市民等への理解促進を図りました。 ・実施件数 1件 ・受講者数 36名	確定	【市民生活相談課】 障がい者福祉をテーマにした講座を実施し、市民等への理解促進を図りました。 実施件数 1件 受講者数 25人 【障がい福祉課・福祉相談支援課】 障がい者福祉、障害者差別解消法、手話言語条例とミニ手話講習をテーマにした講座を実施し、市民等への理解促進を図りました。 ・実施件数 6件 ・受講者数 344人	成果維持	【市民生活相談課】 引き続き、障がい者への市民の理解促進を図る方法の一つとして、積極的に出前講座の利用をよびかけていきたい。 【障がい福祉課・福祉相談支援課】 障がい理解を深める機会として、引き続き周知啓発に努めます。	
26	1 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	(2)権利擁護啓発	②各種啓発		60	市職員への研修の充実	人事企画室	市職員として必要な能力や知識を計画的に習得させるため、時代の要請に応じた研修の充実を図る中で、障がい者への理解の促進を含む人権啓発研修を実施します。 福祉担当職員を対象に、その専門知識等を深めさせることを目的として、専門実務研修の研修生として関係研修機関等に派遣します。	・集合研修 新規採用職員研修 「障がい理解について」:33人 ゆうあいセンター見学・交流会:33人 新任主査級研修 「障害者差別解消法について」:32人 手話・点字研修:15人 ・派遣研修 「障がい者福祉の推進」:1人	確定	・集合研修 新規採用職員研修 「障がい理解について」:46人 ゆうあいセンター見学・交流会:46人 新任主査級研修 「障害者差別解消法について」:41人 人権連続講座「誰もが自分らしく暮らせるまち～心のバリアフリー」:13人 手話・点字研修:15人 ・派遣研修 「障がい者福祉の推進」:1人	成果維持	今後も時代に応じて、障がい者福祉や差別解消に向けた研修を企画・実施していくことで、職員の人権意識の向上を図っていきます。また、外部研修機関への派遣を積極的に推進していきます。	
27	1 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	(2)権利擁護啓発	②各種啓発		60	社会参加促進事業	障がい者福祉センター	障がい児者の社会参加の機会の確保及び地域共生社会の実現、社会的障壁の除去に資するよう、障がい児者の自発的な活動を支援し、社会活動への参加と自立の促進を図ります。	啓発冊子作成等、実施しました。 啓発事業:10件 研修事業:9件 交流事業:9件 その他 :1件	確定	啓発冊子作成等、実施しました。 啓発事業:9件 研修事業:5件 交流事業:8件 その他 :1件 ※新型コロナウイルス感染症の影響のため、8事業を中止しました。	成果維持	一般の市民の参加を増やし、より効果的な啓発・研修・交流事業を行うことが望まれます。	
28	1 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	(2)権利擁護啓発	②各種啓発		60	心のバリアフリーの推進	都市づくり推進課ほか	「高槻市バリアフリー基本構想」に基づき、ユニバーサルデザインの視点を踏まえながら、障がい者や高齢者等に対する理解を深めるため、市内小学校においてバリアフリー総合学習を行うなど、心のバリアフリーを推進します。	・市内小学校を対象に、障がい当事者参画によるバリアフリー総合学習を実施した。 ①土室小学校(4年生) 座学(10月29日) 体験学習(11月7日) 懇談会(11月14日) ②南大冠小学校(4年生) 座学(11月5日) 体験学習(11月15日) 懇談会(11月22日) ③阿武山小学校(4年生) 座学(11月19日) 体験学習(11月29日) 懇談会(12月5日) ・心のバリアフリー推進を目的に、視覚障がい者疑似体験セットの貸出、障がい者インタビュー動画の貸出、バリアフリー副読本の提供を行った。 (体験セット貸出12件、インタビュー動画の貸出4件、副読本の活用5件)	確定	・市内小学校を対象に、障がい当事者参画によるバリアフリー総合学習を実施した。 ①富田小学校(4年生) 体験学習(7月10日) ②大冠小学校(4年生) 座学(9月5日) 体験学習(9月12日) 懇談会(9月19日) ③寿栄小学校(4年生) 座学(11月6日) 体験学習(11月7日) 懇談会(11月16日) ④北清水小学校(4年生) 座学(11月14日) 体験学習(11月21日) 懇談会(11月28日) ・心のバリアフリー推進を目的に、視覚障がい者疑似体験セットの貸出、バリアフリー副読本の提供を行うとともに、障がい者インタビュー動画の作成を行った。 (体験セット貸出18件、副読本の活用1件)	成果維持	今後も継続して、「高槻市バリアフリー基本構想」に基づき、心のバリアフリーを推進します。	

通し 番号	方向性	施策 展開	中見 出し	計画書 掲載頁	施策・事業	担当課	内 容	令和6年度実績	確 定	参考:令和5年度実績	事業 の方	事業の課題や今後の取組	特記事項 (コロナ禍における影響等)
29	1 ① ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	1 ① ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	1 ① ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿		広報媒体における配慮・利便性の向上	広報室 全所属	障がいのある人が市政情報を得やすくするため、各種広報媒体における配慮等を行います。 広報誌では、その内容を手話や点字等で発行します。 ケーブルテレビの高槻市広報番組「情報BOXワイドたかつき」では、手話やテロップを挿入します。 ホームページでは、音声読み上げや背景色の切り替え、文字サイズの拡大機能等のアクセシビリティの向上を進めます。 また、掲載内容が簡潔で分かりやすいものとなるよう取り組みます。	<点字出版や声の広報等の推進> ・視覚障がい者へ市政情報を提供するため、広報誌の内容を点字や音声に編集して配布しました。 (点字広報) B5判、月1回、年間429部 (声の広報) カセットテープまたはデジター版CD、月1回、年間528本 ・ケーブルテレビの広報番組「情報BOXワイドたかつき」の制作に際して、手話あるいはテロップを挿入し、聴覚障がいのある人に配慮した番組づくりを行いました。 ・ホームページにおいて、作成したページがアクセシビリティに配慮したものになっているかをシステムによりチェックし、一定の基準を満たしたもののみを公開しました。	確定	<点字出版や声の広報等の推進> ・視覚障がい者へ市政情報を提供するため、広報誌の内容を点字や音声に編集して配布しました。 (点字広報) B5判、月1回、年間466部 (声の広報) カセットテープまたはデジター版CD、月1回、年間536本 ・ケーブルテレビの広報番組「情報BOXワイドたかつき」の制作に際して、手話あるいはテロップを挿入し、聴覚障がいのある人に配慮した番組づくりを行いました。 ・ホームページにおいて、作成したページがアクセシビリティに配慮したものになっているかをシステムによりチェックし、一定の基準を満たしたもののみを公開しました。	成果維持	・視覚障がいのある人へ市政情報を提供するため、広報誌の内容を点字や音声に編集して配布します。 ・ケーブルテレビの広報番組「情報BOXワイドたかつき」の制作に際して、手話あるいはテロップを挿入し、聴覚障がいのある人に配慮した番組づくりを行います。 ・ホームページにおけるアクセシビリティの概念が職員に根付くよう、研修等を実施して周知を行います。 ・ホームページにおいて、作成したページがアクセシビリティに配慮したものになっているかをシステムによりチェックし、一定の基準を満たしたもののみを公開します。	
30	1 ① ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	1 ① ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	1 ① ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿		日常生活用具給付等	障がい福祉課	重度障がい者等の日常生活が安全・円滑に行われるための用具として、情報・意思疎通支援用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。	重度障がい者等に対し、適切に日常生活用具を給付しました。 給付件数:7,987件	確定	重度障がい者等に対し、適切に日常生活用具を給付しました。 給付件数:7,324件	成果維持	引き続き、支援を必要とする障がい者個々の状況に応じて適切な支給決定を行います。	
31	1 ① ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	1 ① ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	1 ① ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿		情報・資料の収集提供	障がい福祉センター 各図書館 給水収納課	在宅障がい者や福祉活動を行う市民等に対し、点字・音訳図書、テープ、手話入りビデオ等を情報コーナーに配置し、利用に供するとともに、視覚障がい者を対象に、点字出版や点訳により、行政情報や生活情報等を提供します。 図書館において、障がい者への理解を深めるための資料収集を図り、提供します。また、弱視の人や高齢者向けに、大きな活字本や点字雑誌の収集・提供、録音図書、視覚障がい者向けデジタル録音図書(音声デジター)の製作・提供を行います。 視覚障がい者を対象に、水道メーターの検針の際に発行している「ご使用水量等のお知らせ」の点字帳票を作成し、提供します。	【障がい者福祉センター】 (情報コーナー) 貸出状況(単位:冊及び巻) 合計:826 ・一般図書:507 ・点字図書:37 ・テープ図書:0 ・CD図書:15 ・ビデオ:0 ・DVD:267 (点字出版・点訳) 点字出版 26人、439枚 点訳 135人、1,407枚 【図書館】 ・読者バリアフリーに対応した資料の収集を図り、利用に供しました。 ・弱視の人や高齢者のために、点字雑誌や大きな活字本を収集・提供をしました。 ・学習障がい者向けに、LLブックや支援者向けの資料一覧を作成し、ホームページに公開しました。 ・小寺池図書館ではデジタル録音図書(音声デジター)を53タイトル作成し、利用に供しました。 ・図書館の利用に困難を伴う人への配慮として、電子図書館サービスを提供しました。 【給水収納課】 実利用者数:10人 訳件数:51件	確定	【障がい者福祉センター】 (情報コーナー) 貸出状況(単位:冊及び巻) 合計:690 ・一般図書:451 ・点字図書:30 ・テープ図書:0 ・CD図書:5 ・ビデオ:0 ・DVD:204 (点字出版・点訳) 点字出版 29人、532枚 点訳 161人、1,266枚 【図書館】 ・読者バリアフリーに対応した資料の収集を図り、利用に供しました。 ・弱視の人や高齢者のために、点字雑誌や大きな活字本を収集・提供をしました。 ・学習障がい者向けに、LLブックや支援者向けの資料一覧を作成し、ホームページに公開しました。 ・小寺池図書館では視覚障がい者用デジター図書を52タイトル作成し、利用に供しました。 ・図書館の利用に困難を伴う人への配慮として、電子図書館サービスを提供しました。 【給水収納課】 実利用者数:10人 訳件数:60件	成果維持	【障がい者福祉センター】 多様化するニーズにきめ細かく対応することが課題であり、適切な情報提供に努めます。 【図書館】 障がいの有無にかかわらず、すべての人が、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるよう、資料を収集し、提供します。大きな活字本や点字雑誌の収集・提供、録音図書、視覚障がい者向けデジタル録音図書(音声デジター)の製作・提供を行います。また、図書館の利用に困難を伴う人への配慮として、電子図書館サービスにおいて、バリアフリーに対応した機能をもつ資料の提供を行います。	
32	1 ① ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	1 ① ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	1 ① ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿		防災情報の伝達	危機管理室	防災行政無線や広報車、市ホームページ、緊急速報メール、公式ツイッターを始めとする各種SNS等を活用し、防災情報の迅速かつ適切な発信に努めるとともに、情報伝達手段の充実を図ります。	市ホームページ、緊急速報メール、防災情報X及び市公式ライン、障がい者・高齢者を対象とした緊急・災害情報伝達サービス並びに防災行政無線等を運用し、防災情報の迅速かつ適切な発信に努めました。	確定	市ホームページ、緊急速報メール、防災情報X(旧ツイッター)及び市公式ライン、障がい者・高齢者を対象とした緊急・災害情報伝達サービス並びに防災行政無線等を運用し、防災情報の迅速かつ適切な発信に努めました。	成果維持	情報伝達手段を有効活用し、引き続き防災情報の迅速かつ適切な発信に努めます。	
33	1 ① ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	1 ① ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	1 ① ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿		緊急情報システムなどの充実	指令調査室 障がい福祉課	FAX119やメール119の受信体制を高機能化し、Net119を運用します。あわせて、災害時要援護者情報を指令台に反映させた「消防指令センター」の効果的な運用を行います。 救急要請時に聴覚障がいのある人からの求めがあった場合の手話通訳者の派遣について、対応可能な体制の継続的な確保に努めます。	【指令調査室】 ・最新の災害時要援護者情報を活用した消防活動を実施しています。 ・登録制で運用しているメール119の登録者数は66名、Net119緊急通報システムの登録者数は66名。 ・平成25年6月3日から運用を開始した消防救急デジタル無線システムを活用し、「通信の秘匿性」の確保、傷病者等の個人情報の保護を図っています。 【障がい福祉課】 ・救急要請時に聴覚障がいのある人からの求めがあった場合の手話通訳者の派遣について、対応可能な体制の継続的な確保に努めました。また、「FAX119」などの周知や申請勧奨に努めました。	確定	【指令調査室】 ・最新の災害時要援護者情報を活用した消防活動を実施しています。 ・登録制で運用しているメール119の登録者数は68名、Net119緊急通報システムの登録者数は63名。 ・平成25年6月3日から運用を開始した消防救急デジタル無線システムを活用し、「通信の秘匿性」の確保、傷病者等の個人情報の保護を図っています。 【障がい福祉課】 ・救急要請時に聴覚障がいのある人からの求めがあった場合の手話通訳者の派遣について、対応可能な体制の継続的な確保に努めました。また、「FAX119」などの周知や申請勧奨に努めました。	成果維持	【指令調査室】 Net119緊急通報システムについて効果的な広報を継続して実施する必要がある。 通信技術の高度化により緊急通報システムについても多様化すると思われ柔軟に対応していくことが必要である。 【障がい福祉課】 救急要請時、できるだけ速やかに現地へ手話通訳者を派遣できるよう、体制確保に努めます。	
34	1 ① ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	1 ① ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	1 ① ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿		対面朗読サービス	各図書館	視覚障がい者等に対し、図書館で対面朗読室を設置し、ボランティアや職員が対面による図書等の朗読を行います。	・対面朗読サービスを行いました。 小寺池図書館:37人 阿武山図書館:17人	確定	・対面朗読サービスを行いました。 小寺池図書館:69人	成果維持	引き続き視覚障がい者等に対し、図書館でボランティアや職員による図書等の対面朗読を行います。	
35	1 ① ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	1 ① ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	1 ① ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿		郵送貸出サービス	各図書館	視覚障がいのある人を対象にした点字資料やデジタル録音図書(音声デジター)及び身体障がいと知的障がいのある人を対象にした図書の貸し出しを、各図書館で受け付け、郵送で提供します。	・視覚障がい者への点字本の郵送貸し出し 小寺池図書館48回 50タイトル ・視覚障がい者へのデジタル録音図書(音声デジター)の郵送貸し出し 小寺池図書館95回 162タイトル ・身体障がい者への墨字図書の郵送貸し出し 中央図書館 88回 217タイトル 小寺池図書館 4回 14タイトル ・小寺池図書館で作成した音訳図書が、国立国会図書館を介して、活字による読書が困難な個人又は全国の図書館にダウンロードされた件数 4,785回	確定	・視覚障がい者への点字本の郵送貸し出し 小寺池図書館 50回 50タイトル ・視覚障がい者への音訳図書(デジター図書やテープ図書等)の郵送貸し出し 小寺池図書館 101回 115タイトル ・身体障がい者への墨字図書の郵送貸し出し 中央図書館 101回 277タイトル 小寺池図書館 5回 16タイトル ・小寺池図書館で作成した音訳図書が、国立国会図書館を介して、活字による読書が困難な個人又は全国の図書館にダウンロードされた件数 6,309回	成果維持	視覚障がい者を対象にした点字資料や録音図書等資料及び身体障がい者を対象にした墨字図書やデジタル録音図書(音声デジター)の貸し出しを各図書館で受け付け、郵送で提供します。	

通し 番号	方向性	施策 展開	中見 出し	計画書 掲載頁	施策・事業	担当課	内 容	令和6年度実績	確 定	参考:令和5年度実績	事業 の方	事業の課題や今後の取組	特記事項 (コロナ禍における影響等)
36	1 尊厳尊重	(3) 情報アクセス	(2) 意思疎通		63 意思疎通支援事業	障がい福祉課	聴覚・音声言語等の障がいのため、意思疎通に支障がある人の円滑な意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。	・聴覚障がい者等の円滑な意思疎通支援のために、手話通訳者の養成講座の開催及び派遣を行いました。 ・市が主催する講演会等について、要約筆記者の派遣を行いました。 (手話通訳者設置事業) 設置人数:3名 (手話通訳者派遣) 派遣回数:689回(個人派遣、紹介通訳、専任対応の合計) 登録手話通訳者数:50人 利用者数:54人 (要約筆記者派遣) 派遣回数:22 回 登録要約筆記者数:20人	確定	・聴覚障がい者等の円滑な意思疎通支援のために、手話通訳者の養成講座の開催及び派遣を行いました。 ・市が主催する講演会等について、要約筆記者の派遣を行いました。 (手話通訳者設置事業) 設置人数:3名 (手話通訳者派遣) 派遣回数:780回(個人派遣、紹介通訳、専任対応の合計) 登録手話通訳者数:49人 利用者数:63人 (要約筆記者派遣) 派遣回数:29 回 登録要約筆記者数:17人	成果維持	遠隔手話通訳や、ICTを活用した新たな意思疎通支援のあり方について研究し、手話通訳者派遣の体制確保に努めます。	
37	1 尊厳尊重	(3) 情報アクセス	(2) 意思疎通		63 手話の普及啓発	広報室 障がい福祉課	広報誌の内容を手話に編集した「手話DVD」の貸し出しや、ケーブルテレビで放送している高槻市広報番組「情報BOXワイドたかつき」において、手話に関するコーナー「みんなで一緒に手話を覚えましょう」を制作する等、手話の普及啓発を図ります。 手話言語条例に基づき、関係機関と連携し、手話講習会、出前講座などにより、身近な地域において、市民のろう者への理解と手話の普及啓発を図ります。 大阪府等と共同で、盲ろう者(視覚と聴覚に重複して重度の障がいがある人)への通訳・介助者の養成を行います。	【広報室】 <手話広報事業の推進> ・広報誌の内容を手話DVDに編集し、希望者に貸し出しました。月1回、各15本複製(年間180本)を制作しました。貸出枚数:121本 ・市ホームページ上でも視聴できるようにしました。 <ケーブルテレビでの手話の普及啓発> ・ケーブルテレビの広報番組「情報BOXワイドたかつき」において、「みんなで一緒に手話を覚えましょう」を毎月1本(年間12本)放送しました。 【障がい福祉課】 (出前講座) ・ろう者への理解と手話の普及啓発のために、出前講座を実施しました。 出前講座実施回数:2件 参加者:約110人 ・小学生向けの簡単な手話を紹介するパンフレットを作成し、教育委員会と協力しながら、学校現場で手話に慣れ親しむ活動を支援しました	確定	【広報室】 <手話広報事業の推進> ・広報誌の内容を手話DVDに編集し、希望者に貸し出しました。月1回、各15本複製(年間180本)を制作しました。貸出枚数:120本 ・市ホームページ上でも視聴できるようにしました。 <ケーブルテレビでの手話の普及啓発> ・ケーブルテレビの広報番組「情報BOXワイドたかつき」において、「みんなで一緒に手話を覚えましょう」を毎月1本(年間12本)放送しました。 【障がい福祉課】 (出前講座) ・ろう者への理解と手話の普及啓発のために、出前講座を実施しました。 出前講座実施回数:2件 参加者:約110人 ・小学生向けの簡単な手話を紹介するパンフレットを作成し、教育委員会と協力しながら、学校現場で手話に慣れ親しむ活動を支援しました	成果維持	【広報室】 ・手話の普及のため、広報誌の内容の一部を手話で表現したDVDを作成し、希望者に貸し出します。また、貸出について周知するとともに、市ホームページ上でも視聴できるようにします。 【障がい福祉課】 ろう者と手話への理解及び手話の普及のために必要な施策を検討し、実施する必要があります。 令和7年度は、小学生向けの簡単な手話を紹介するパンフレットをより分かりやすく改良・作成し、教育委員会と協力しながら、学校現場で手話に慣れ親しむ活動を支援します。	
38	1 尊厳尊重	(3) 情報アクセス	(2) 意思疎通		63 意思疎通支援事業養成研修	障がい者福祉センター 障がい福祉課	意思疎通支援事業手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業の従事者の養成を行います。	・手話講習会(基礎コース)受講者数:49人 ・手話通訳者養成ステップアップ講座受講者数:2人 ・要約筆記ボランティア講座受講者数:15人	確定	・手話講習会(基礎コース)受講者数:45人 ・手話通訳者養成ステップアップ講座受講者数:10人 ・要約筆記ボランティア講座受講者数:6人	成果維持	手話・要約筆記者技術取得者について、福祉施策の担い手となるよう、養成に取り組みます。	
39	1 尊厳尊重	(3) 情報アクセス	(2) 意思疎通		63 障がい者生活支援事業(手話通訳)	障がい者福祉センター	障がい者福祉センターで個人相談等を行う際に、必要に応じて手話通訳者が同席します。	手話通訳利用者:1083件	確定	手話通訳利用者:938件	成果維持	今後とも多様化する相談等に対してきめ細やかな対応をするためには、相談員等の資質の向上を図る必要があります。	
40	1 尊厳尊重	(3) 情報アクセス	(2) 意思疎通		63 盲ろう者への通訳派遣	障がい福祉課	大阪府と共同で、盲ろう者(視覚と聴覚に重複して重度の障がいがある人)の自立と社会参加を促進するため、通訳・介助者を派遣します。	大阪府と共同で盲ろう者の通訳・介助者を派遣しました。	確定	大阪府と共同で盲ろう者の通訳・介助者を派遣しました。	成果維持	大阪府と共同で、盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、通訳・介助者を派遣します。	
41	1 尊厳尊重	(3) 情報アクセス	(2) 意思疎通		63 入院時コミュニケーション支援事業	障がい福祉課	意思疎通に支援が必要な障がい者が入院した場合に、コミュニケーション支援員を入院先に派遣し、医療機関スタッフと障がい者との円滑なコミュニケーションを支援します。	支給決定及び利用の実績はありません。	確定	支給決定及び利用の実績はありません。	成果維持	当該事業の利用が望ましい障がい者に対して、適切にサービスの支給決定を行います。	
42	2 生活支援	(1) 生活支援	(1) サービスの充実		65 高槻障がい福祉サポートネットワークの運用・充実	福祉相談支援課	地域生活支援拠点として面的整備をした「高槻障がい福祉サポートネットワーク」をより円滑に進めるため、障がい福祉サービス事業者や関係機関の協力を呼び掛け、ネットワークの機能の充実に取り組みます。 ネットワークの運用開始後の状況について、自立支援協議会にて検証ワーキングを開催し、ネットワークの5つの機能(①相談、②緊急受入・対応、③体験の機会・場の提供、④専門的人材の確保、⑤地域の体制づくり)の課題把握や今後の展開に係る意見交換を行います。	高槻障がい福祉サポートネットワーク(地域生活支援拠点等)の充実に向け検証ワーキングを実施しました。 高槻障がい福祉サポートネットワーク検証ワーキング 4回	確定	高槻障がい福祉サポートネットワーク(地域生活支援拠点等)の充実に向け検証ワーキングを実施しました。 高槻障がい福祉サポートネットワーク検証ワーキング 4回	成果維持	自立支援協議会にて検証ワーキングを開催し、ネットワーク(地域生活支援拠点等)の機能の充実に図るとともに、ネットワーク登録への協力の呼びかけを継続します。	
43	2 生活支援	(1) 生活支援	(1) サービスの充実		65 居宅介護	障がい福祉課	自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、掃除等の家事の援助及び通院の介助等を行います。	支援を必要とする在宅の障がい者に対して、サービスの提供を図りました。 利用者数:1,131人 利用時間数:134,744.1時間 通院等乗降介助:86回	確定	支援を必要とする在宅の障がい者に対して、サービスの提供を図りました。 利用者数:1,141人 利用時間数:126,494.50時間 通院等乗降介助:80 回	成果維持	引き続き、支援を必要とする障がい者個々の状況に応じて適切な支給決定を行います。	
44	2 生活支援	(1) 生活支援	(1) サービスの充実		65 重度訪問介護	障がい福祉課	重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する者であって、常に介護を必要とする人に、自宅での介護や外出時の移動中の支援等を総合的にを行います。	常時介護が必要な、在宅で重度の障がい者に対し、サービスの提供を図りました。 利用者数:17人(身体16人、知的1人) 利用時間数:62,887.50時間	確定	常時介護が必要な、在宅で重度の障がい者に対し、サービスの提供を図りました。 利用者数:18人(身体17人、知的1人) 利用時間数:60,051.00時間	成果維持	引き続き、支援を必要とする障がい者個々の状況に応じて適切な支給決定を行います。	
45	2 生活支援	(1) 生活支援	(1) サービスの充実		65 重度障がい者等包括支援	障がい福祉課	常に介護を必要とする人の中でも介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等の複数のサービスの提供を行います。	支給決定及び利用の実績はありません。	確定	支給決定及び利用の実績はありません。	成果維持	当該事業の利用が望ましい障がい者に対して、適切にサービスの支給決定を行います。	
46	2 生活支援	(1) 生活支援	(1) サービスの充実		65 在宅重度身体障がい者等訪問入浴サービス	障がい福祉課	在宅の重度身体障がい者等で、自力または家族等の介助だけでは入浴が困難な人に、自宅を訪問し、入浴のサービスを行います。	入浴が困難な在宅の重度身体障がい者に対し、サービスの提供を図りました。 利用登録者数: 17 人 利用件数: 1,145 回	確定	入浴が困難な在宅の重度身体障がい者に対し、サービスの提供を図りました。 利用登録者数:19人 利用件数:1,050回	拡充	引き続き、支援を必要とする障がい者個々の状況に応じて適切な支給決定を行います。	

通し 番号	方向性	施策 展開	中見 出し	計画書 掲載頁	施策・事業	担当課	内 容	令和6年度実績	確 定	参考:令和5年度実績	事業 の方	事業の課題や今後の取組	特記事項 (コロナ禍における影響等)
47	2生活 支援	(1)生活 支援	①サー ビスの 充実	65	補装具交付・修理	障がい福祉課	日常生活に必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図るため、障がい者等が身体上の障がいを補うための補装具を購入、修理または貸与を行う費用の一部を支給します。	身体障がい者等に対し、適切に補装具費の支給を行いました。 交付件数:456件 修理件数:273件	確定	身体障がい者等に対し、適切に補装具費の支給を行いました。 交付件数:488件 修理件数:288件	成果維持	引き続き、支援を必要とする障がい者個々の状況に応じて適切な支給決定を行います。	
48	2生活 支援	(1)生活 支援	①サー ビスの 充実	65	日常生活用具給付等 [再掲]	障がい福祉課	重度障がい者等の日常生活がより安全・円滑に行われるための用具等を給付すること等により、日常生活の便宜を図ります。	重度障がい者等に対し、適切に日常生活用具を給付しました。 給付件数:7,987件	確定	重度障がい者等に対し、適切に日常生活用具を給付しました。 給付件数:7,324件	成果維持	引き続き、支援を必要とする障がい者個々の状況に応じて適切な支給決定を行います。	
49	2生活 支援	(1)生活 支援	①サー ビスの 充実	65	短期入所	障がい福祉課	在宅の障がい者に対して、家族等の介護者が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	介護者の疾病等の理由により、支援を必要とする在宅の障がい者に、サービスの提供を図りました。 利用者数:413人 利用日数:16,108日	確定	介護者の疾病等の理由により、支援を必要とする在宅の障がい者に、サービスの提供を図りました。 利用者数:407人 利用日数:15,910日	成果維持	引き続き、支援を必要とする障がい者に対し、適切なサービスの提供を図ります。 医療的ケアが必要な方等の重度の障がい児者の受け入れについて検討が必要です。	
50	2生活 支援	(1)生活 支援	①サー ビスの 充実	66	日中一時支援	障がい福祉課	在宅の障がい者等を日常的に介護する家族等の一時的な負担軽減を図るため、日中において、障がい者等に活動の場を提供し、介護や見守り等の必要な支援を行います。	日中において、支援を必要とする在宅の障がい者に活動の場を提供し、サービスの提供を図りました。 利用者数:330人 利用日数:8,648日	確定	日中において、支援を必要とする在宅の障がい者に活動の場を提供し、サービスの提供を図りました。 利用者数:298人 利用日数:8,596日	成果維持	引き続き、支援を必要とする障がい者個々の状況に応じて適切な支給決定を行います。	
51	2生活 支援	(1)生活 支援	①サー ビスの 充実	66	生活介護	障がい福祉課	常に介護を必要とする障がい者に対して、主として昼間に、施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	常時介護を要する障がい者に対して、サービスの提供を図りました。 利用者数:1,074人 利用日数:239,746日	確定	常時介護を要する障がい者に対して、サービスの提供を図りました。 利用者数:1,069人 利用日数:236,150日	成果維持	引き続き、支援を必要とする障がい者個々の状況に応じて適切な支給決定を行います。R6年度報酬改定において、医療的ケアが必要な方等重度障がい者の受け入れが評価される報酬改定が行われています。	
52	2生活 支援	(1)生活 支援	①サー ビスの 充実	66	自立訓練(生活訓練)	障がい福祉課	入所施設や精神科病院を退所・退院した障がい者や、在宅の障がい者に対し、一定期間、地域生活を営むために必要な生活能力の向上のための訓練を行います。	地域へ移行した障がい者や、在宅の障がい者に対し、生活訓練サービスの提供を図りました。 利用者数:80人(身体・知的・精神) 利用日数:8,694日	確定	地域へ移行した障がい者や、在宅の障がい者に対し、生活訓練サービスの提供を図りました。 利用者数:87人(身体・知的・精神) 利用日数:7,776日	成果維持	引き続き、支援を必要とする障がい者個々の状況に応じて適切な支給決定を行います。	
53	2生活 支援	(1)生活 支援	①サー ビスの 充実	66	地域活動支援センター Ⅰ型	福祉相談支援課	精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。	精神障がい者等への支援等を実施しました。 地域活動支援センターⅠ型:2ヶ所 利用者数:291名	確定	精神障がい者等への支援等を実施しました。 地域活動支援センターⅠ型:2ヶ所 利用者数:166名	成果維持	地域活動支援センターⅠ型の機能を維持するとともに、関係機関との連携により精神障がい者等への支援の継続に努めます。	
54	2生活 支援	(1)生活 支援	①サー ビスの 充実	66	デイサービス事業(地域活動支援センターⅡ型)	障がい者福祉センター	在宅の障がい者(原則18歳以上65歳未満の人)に対して、機能・社会適応訓練(レクリエーション、スポーツ、社会交流、リハビリテーションなど)、創作・文化教室(陶芸、編物、書道、絵画、パソコン体験など)を実施します。	障がい者福祉センター(ゆうあいセンター)において、機能・社会適応訓練等の教室を実施しました。 機能・社会適応訓練室利用者数:延べ761人 創作・文化教室利用者数:延べ870人 陶芸 知的=107人、身体・精神・難病=79人 編物 身体・精神・難病=29人 書道 知的=139人、身体・精神・難病=65人 絵画 知的=127人、身体・精神・難病=32人 パソコン体験 知的=128人、身体・精神・難病=164人	確定	障がい者福祉センター(ゆうあいセンター)において、機能・社会適応訓練等の教室を実施しました。 機能・社会適応訓練室利用者数:延べ796人 創作・文化教室利用者数:延べ948人 陶芸 知的=136人、身体・精神・難病=108人 編物 身体・精神・難病=33人 書道 知的=138人、身体・精神・難病=73人 絵画 知的=115人、身体・精神・難病=61人 パソコン体験 知的=142人、身体・精神・難病=142人	成果維持	より充実したデイサービスを提供するために、健康面、精神面など多面的な支援を行う必要があります。特に、重症心身障がい者リハビリテーションについて、円滑な実施により支援を継続する必要があります。	
55	2生活 支援	(1)生活 支援	①サー ビスの 充実	66	地域活動支援センター Ⅲ型	障がい福祉課	地域において雇用・就労が困難な在宅の障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。	地域活動支援センターⅢ型において、支援を必要とする地域の障がい者に対しサービスの提供を図りました。 利用者数:28人 利用日数:5,937日	確定	地域活動支援センターⅢ型において、支援を必要とする地域の障がい者に対しサービスの提供を図りました。 利用者数:28人 利用日数:6,033日	成果維持	当該事業の利用が望ましい障がい者に対して、適切にサービスの支給決定を行います。	
56	2生活 支援	(1)生活 支援	①サー ビスの 充実	66	共同生活援助(グループホーム)	障がい福祉課	主に夜間において、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助と個々のニーズに対応した介護を行います。	主に夜間において、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助と個々のニーズに対応した介護を行いました。 利用者数:603人	確定	主に夜間において、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助と個々のニーズに対応した介護を行いました。 利用者数:549人	成果維持	引き続き、支援を必要とする障がい者に対し、適切なサービスの提供を図ります。 また、医療的ケアが必要な方等の重度の障がい者の地域生活について、課題の整理が必要です。	
57	2生活 支援	(1)生活 支援	①サー ビスの 充実	66	自立生活援助	障がい福祉課	入所施設やグループホームを利用していた障がい者が一人暮らしを希望する場合に、定期的に巡回訪問し、地域生活の課題が無い確認を行い、必要な助言や連絡調整を行います。	入所施設やグループホームを利用していた障がい者が一人暮らしを希望する場合に、定期的に巡回訪問し、地域生活の課題が無い確認を行い、必要な助言や連絡調整を行いました。 利用者数:5人	確定	支給決定及び利用の実績はありません。	成果維持	R6年10月に本市内で初めて指定事業所ができ、5名の障がい者に対し支給決定を行いました。引き続き、支援を必要とする障がい者個々の状況に応じて適切な支給決定を行います。	
58	2生活 支援	(1)生活 支援	①サー ビスの 充実	66	手当の給付(障がい児)	障がい福祉課	在宅の重度障がい児等に対する、特別児童扶養手当の支給に係る申請の受付や大阪府への書類の取次ぎ及び障がい児福祉手当の支給により、経済的負担等を軽減し、重度障がい児等の福祉の向上を図ります。	対象者に対し、手当の給付を行いました。 障がい児福祉手当:261人 特別児童扶養手当:986人	確定	対象者に対し、手当の給付を行いました。 障がい児福祉手当:242人 特別児童扶養手当:969人	成果維持	対象者への案内を徹底するとともに、適切に支給を行います。	
59	2生活 支援	(1)生活 支援	①サー ビスの 充実	66	手当の給付(障がい者)	障がい福祉課	在宅の重度障がい者に対し、特別障がい者手当及び経過福祉手当を支給することにより、経済的負担等を軽減し、重度障がい者の福祉の向上を図ります。	対象者に対し、手当の給付を行いました。 特別障がい者手当:618人 経過福祉手当:8人	確定	対象者に対し、手当の給付を行いました。 特別障がい者手当:621人 経過福祉手当:8人	成果維持	対象者への案内を徹底するとともに、適切に支給を行います。	
60	2生活 支援	(1)生活 支援	①サー ビスの 充実	67	障がい基礎年金の制度の周知	市民課 障がい福祉課	障がい者手帳交付時等の機会を利用し、年金制度に関するリーフレットの配布等により、周知を図るとともに、問合せ等に対し、適切な説明や案内を行います。	【市民課】 障がい者手帳を取得された方等へ年金制度の説明を行うとともに、障がい者手帳未取得の方の年金相談に際し、障がい者手帳の案内も行いました。 【障がい福祉課】 手帳交付者にリーフレットを配布する等、制度の周知を図りました。	確定	【市民課】 障がい者手帳を取得された方等へ年金制度の説明を行うとともに、障がい者手帳未取得の方の年金相談に際し、障がい者手帳の案内も行いました。 【障がい福祉課】 手帳交付者にリーフレットを配布する等、制度の周知を図りました。	成果維持	引き続き、手帳交付者等への障がい基礎年金の制度の周知に取り組みます。	
61	2生活 支援	(1)生活 支援	②提供 体制	67	事業所の計画的な整備促進	障がい福祉課	福祉サービス事業所の計画的な整備の促進を図り、サービス提供体制の確保に努めます。特に、地域における安心した生活環境の確保を図るため、グループホーム(日中サービス支援型を含む)の整備の促進を図ります。	第6期障がい福祉計画に基づき、ニーズに応じたサービス提供が図られるよう、事業所の整備に向け取り組みました。 (新規事業指定数) 指定障がい福祉サービス 39事業 指定一般相談支援事業 0事業、指定特定相談支援 3事業 登録地域生活支援事業 8事業	確定	第6期障がい福祉計画に基づき、ニーズに応じたサービス提供が図られるよう、事業所の整備に向け取り組みました。 (新規事業指定数) 指定障がい福祉サービス 23事業 指定一般相談支援事業 4事業、指定特定相談支援 1事業 登録地域生活支援事業 8事業	成果維持	引き続き、第6期障がい福祉計画に基づき、ニーズに応じたサービス提供が図られるよう、事業所の整備に向け取り組みます。	

通し 番号	方向性	施策 展開	中見 出し	計画書 掲載頁	施策・事業	担当課	内 容	令和6年度実績	確 定	参考:令和5年度実績	事業 の方	事業の課題や今後の取組	特記事項 (コロナ禍における影響等)
62	2生活 支援	(1)生活 支援	②提供 体制		67 従事者研修費の助成、 情報提供	障がい福祉課	障がい福祉サービス従事者の資格要件となる研修や資質の 向上を図るための専門研修の積極的な受講を促進・奨励し ます。 大阪府が実施する従事者養成講座等について、市内事業者 への情報提供等を行います。	・市内におけるサービス提供体制の確保に向け、従事者研修費用 の助成を行いました。 強度行動障がい支援者養成研修:10名 同行援護従事者養成研修:22名 行動援護従事者養成研修:23名 移動支援従事者養成研修:11名 喀痰吸引等研修:3名	確定	・市内におけるサービス提供体制の確保に向け、従事者研修費用の助 成を行いました。 強度行動障がい支援者養成研修:8名 同行援護従事者養成研修:19名 移動支援従事者養成研修:8名 喀痰吸引等研修:26名	拡充	令和6年4月より従事者養成研修費用助成のメ ニューに「行動援護従事者養成研修」を追加する と共に、「移動支援従事者養成研修」の補助基準 額を5,000円から10,000円へと拡充しました。 これにより、より多くの研修受講者等に対し補助 を行いました。	
63	2生活 支援	(1)生活 支援	②提供 体制		67 障がい者福祉施設整備 費補助事業	福祉指導課 障がい福祉課	特に必要性の高い障がい者福祉施設の整備について、費用 の一部を補助することにより、社会資源の整備を促進し、地 域課題の解消を図ります。	地域の障がい者の高齢化・重度化や主な担い手である家族の高齢 化により、自宅での生活の維持が困難になる事例が増えていること から、共同生活援助の新規創設について、社会福祉施設等施設整 備補助金の交付決定をしました	確定	地域の障がい者の高齢化・重度化や主な担い手である家族の高齢化 により、自宅での生活の維持が困難になる事例が増えていることから、 共同生活援助の新規創設について、社会福祉施設等施設整備補助金 の交付決定をしました。	成果維持	特に必要性の高い障がい者福祉施設の整備に 対して補助を実施し、引き続き地域課題の解消 に取り組みます。	
64	2生活 支援	(1)生活 支援	②提供 体制		67 事業所の指定及び指 定事業所等への指導	福祉指導課	障がい福祉サービス等が適切に提供されるよう、事業者に対 し、基準に照らした審査を行い、指定を行うと共に、集団指導 及び実地指導を定期的に実施する等、指導監督を適切に実 施します。	・新規指定事業数 65事業 ・指定障がい福祉サービス事業者等集団指導(2回) ・指定障がい福祉サービス事業者等運営指導(117事業)	確定	・新規指定事業数 50事業 ・指定障がい福祉サービス事業者等集団指導(2回) ・指定障がい福祉サービス事業者等実地指導(115事業)	成果維持	指定等について基準に照らした適切な審査を行 うとともに、指定事業所等に対し、集団指導・運営 指導等の指導形態に応じた指導を行うことによ って、より良い福祉サービスを提供できるように支 援します。	
65	2生活 支援	(1)生活 支援	②提供 体制		68 児童発達支援事業所 等への指導	子ども家庭ま もりセンター子 育て支援課	事業所に対する相談や苦情があった場合は、直接事業所に 赴き状況把握する等、適切な指導に努めます。 また、市内事業所と本市による事業所連絡会を定期的に開 催し、情報交換や事例検討等を行い、事業の質の確保・向上 に努めます。	適切な支援の提供や事業運営ができるよう、事業所連絡会を開催 し、情報交換等を行い、サービスの質の確保、向上に努めました。 事業所連絡会:2回 市内事業所訪問回数:16か所	確定	適切な支援の提供や事業運営ができるよう、事業所連絡会を開催し、 情報交換等を行い、サービスの質の確保、向上に努めました。 事業所連絡会:2回 市内事業所訪問回数:17か所	成果維持	引き続き、適切な支援の提供や事業運営ができ るよう、高槻市事業所連絡会の開催や市内各事 業所への訪問により、適切な情報交換や支援の 質に関わる部分についての状況把握に努めま す。また、新規開設希望事業者に対し、市の方針 や法令遵守の必要性等を事前調整時に説明する とともに、既存事業所に対しては、第三者的評価 が可能となり得る、障がい児相談支援事業所の 連携強化を図ることで、サービスの質の確保・向 上に努めます。	
66	2生活 支援	(2)保健 ・医療	①保健 ・医療		68 重度障がい者等への 支援の充実	障がい福祉課	グループホームに入居する重度障がい者に対する市独自の 支援策の継続に努めます。医療的ケアが必要な障がい児者 の受け入れが可能なサービス提供体制の整備の促進を図り ます。難病患者へのサービス提供について、周知に努めま す。	・市内グループホームに入居する重度重複障がい者に対し、市独自の 給付(追加支援)を行い、住み慣れた地域での生活の継続等を図り ました。 利用者数:84名 利用日数:19,043 日 ・日中一時支援事業において、医療的ケアが必要な障がい児者、重症 心身障がい児者へサービス提供を実施した際の加算を行い、 サービス提供体制の整備の促進を図りました。 利用者数:53名 利用日数:1,636日 ・障がい福祉サービス等の対象となる難病の範囲等について、福祉 事業者や医療機関への周知を行いました。	確定	・市内グループホームに入居する重度重複障がい者に対し、市独自の 給付(追加支援)を行い、住み慣れた地域での生活の継続等を図りまし た。 利用者数:84名 利用日数:22,068 日 ・日中一時支援事業において、医療的ケアが必要な障がい児者、重症 心身障がい児者へサービス提供を実施した際の加算を行い、サービス 提供体制の整備の促進を図りました。 利用者数:41名 利用日数:1,595日 ・障がい福祉サービス等の対象となる難病の範囲等について、福祉事 業者や医療機関への周知を行いました。	成果維持	グループホームに入居する重度障がい者に対す る市独自の支援策の継続に努めます。医療的ケ アの必要な障がい児者の受け入れが可能なサー ビス提供体制の整備の促進を図ります。難病患 者へのサービス提供について、周知に努めます。	
67	2生活 支援	(2)保健 ・医療	①保健 ・医療		68 障がい者健康管理事 業	健康づくり推進 課	日中活動系事業所通所者を対象とした在宅障がい者健診を 保健センターで実施します。	保健センターで日中活動系事業所通所者を対象とした在宅障がい者 健診を6回実施し、合計252人が受診されました。	確定	保健センターで日中活動系事業所通所者を対象とした在宅障がい者 健診を6回実施し、合計243人が受診されました。	成果維持	今後も引き続き在宅障がい者の健康保持・増進 を図るため、同健診を実施する予定です。	
68	2生活 支援	(2)保健 ・医療	①保健 ・医療		68 障がい児(者)口腔保 健事業	健康医療政策課	障がい児者の歯科診療施設として口腔保健センターを運営 し、障がい児者を対象とする歯科診療、口腔保健指導を行 います。	障がい児(者)を対象として、歯科診療等を実施しました。 診療日数 144日 受診患者数 1,935人	確定	障がい児(者)を対象として、歯科診療等を実施しました。 診療日数 120日 受診患者数 1,846人	成果維持	令和5年10月から診療日を週2日から週3日に 拡充した。引き続き、既存患者の継続的な治療や 新規患者の受け入れに取り組む。	
69	2生活 支援	(2)保健 ・医療	①保健 ・医療		69 乳幼児健康診査	子ども保健課	4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児に対して、集団健診を 実施することにより、発達課題、障がい、疾病等の早期発見 に努め、早期療育、保護者への育児支援を図ります。	・4か月児健診 対象児数2,185人、受診児数2,135人、受診率97.7% ・1歳6か月児健診 対象児数2,309人、受診児数2,272人、受診率98.4% ・3歳6か月児健診 対象児数2,491人、受診児数2,416人、受診率97.0%	確定	・4か月児健診 対象児数2,228人、受診児数2,177人、受診率97.7% ・1歳6か月児健診 対象児数2,338人、受診児数2,312人、受診率98.9% ・3歳6か月児健診 対象児数2,508人、受診児数2,434人、受診率97.0%	成果維持	未受診者には電話や訪問等で受診を勧奨し、受 診率の向上に取り組んでおり、今後も同様の取り 組みを継続する。 また、健診で発達等に課題があった場合には経 過観察健診、医療、療育へつなぐ。	
70	2生活 支援	(2)保健 ・医療	①保健 ・医療		69 精神疾患や精神障が いに関する医療連携・ 相談体制の充実 〔再掲〕	保健予防課	心の不調や統合失調症、気分障がい、認知症、依存症などに ついて、保健師、精神科医師、精神保健福祉士、社会福祉士 等が、本人や家族等の相談に応じます。 精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、地域共生 の理念を踏まえ、包括的な支援体制の構築に向け、自立支 援協議会と継続的に連携を深めるとともに、精神保健福祉関 係機関連絡会議を活用し、「精神障がいにも対応した地域包 括ケアシステムの構築」に関する情報共有及び協議を行う場 を設置し、医療・福祉などの関係機関との連携を強化し、相 談支援の充実を図ります。	・訪問、来所、電話相談件数:4,275件 ・こころの健康相談:153回実施 (内、嘱託医相談105回、精神保健福祉士相談48回) ・精神障がい者家族教室:1回 ・精神保健福祉関係機関連絡会議:2回 ・情報共有ツール作成ワーキング:5回	確定	・訪問、来所、電話相談件数:4,050件 ・こころの健康相談:153回実施 (内、嘱託医相談105回、精神保健福祉士相談48回) ・精神障がい者家族教室:新型コロナウイルス感染症拡大防止等のた め、開催せず ・精神保健福祉関係機関連絡会議:2回 ・情報共有ツール作成ワーキング:2回	成果維持	精神障がい者や家族等に、多職種によるこころの 健康相談を行い、未治療者への受療支援や治療 継続支援等を実施します。 また、精神疾患者や精神障がい者の地域生活を 推進するために、自立支援協議会と継続的に連 携しながら、精神保健福祉関係機関連絡会議を 活用して、精神障がいにも対応した地域包括ケア システムの構築に関する情報共有及び協議を行 い、医療・福祉などの関係機関との連携強化を図 ります。	
71	2生活 支援	(2)保健 ・医療	①保健 ・医療		69 難病患者の療養支援	保健予防課	難病に関する保健師による療養相談やその他専門職による 相談・指導を行うとともに、疾患に関する講演会等を実施し ます。 難病患者の療養生活を支援するためのネットワークの充実を 図ります。 大阪府が実施する難病の医療費助成事業の受付業務等を行 う中で、難病患者の把握に努めます。	・保健師による訪問指導:実人数159人 延べ人数475人 ・面接相談 実人数 527人 延べ人数 3,004人 ・電話相談 延べ人数 9,641人 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、歯科衛生士、 管理栄養士との訪問指導 実人数 1人 ・難病講演会:1回 ・スタッフ研修会 1回 ・高槻市難病ネットワーク会議 1回	確定	・保健師による訪問指導:実人数 180人 延べ人 数581人 ・面接相談 実人数 630人 延べ人数 2,683人 ・電話相談 延べ人数 8,367人 ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、歯科衛生士、管 理栄養士との訪問指導 実人数 6人 ・難病講演会:1回 ・スタッフ研修会:1回 ・高槻市難病ネットワーク会議:1回	成果維持	難病に関する保健師による療養相談やその他専 門職による相談・指導を行うとともに、疾患に関 する講演会等を実施します。 難病患者の療養生活を支援するためのネット ワークの充実を図ります。 大阪府が実施する難病の医療費助成事業の受 付業務等を行う中で、難病患者の把握に努めま す。	
72	2生活 支援	(2)保健 ・医療	①保健 ・医療		69 療養介護	障がい福祉課	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関での療 養上の管理、看護、介護等を行います。	医療を要する障がい者であって、常時介護を必要とする者に対し、 サービスの提供を図りました。 利用者数:60人 利用日数:21,285日	確定	医療を要する障がい者であって、常時介護を必要とする者に対し、 サービスの提供を図りました。 利用者数:63人 利用日数:21,764日	成果維持	引き続き、療養介護を必要とする障がい者に対 し、適切なサービスの提供を図ります。	

通し 番号	方向性	施策 展開	中見 出し	計画書 掲載頁	施策・事業	担当課	内 容	令和6年度実績	確 定	参考:令和5年度実績	事業 の方	事業の課題や今後の取組	特記事項 (コロナ禍における影響等)
73	2生活 支援	(2)保健 ・医療	①保健 ・医療	69	自立訓練(機能訓練)	障がい福祉課	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。	地域へ移行した障がい者や、在宅の障がい者に対し、機能訓練サービスの提供を図りました。 利用者数:8人(身体) 利用日数:993日	確定	地域へ移行した障がい者や、在宅の障がい者に対し、機能訓練サービスの提供を図りました。 利用者数:7人(身体) 利用日数:868日	成果維持	引き続き、個々の状況に応じた適切な支給決定を行います。	
74	2生活 支援	(2)保健 ・医療	①保健 ・医療	69	デイサービス事業(地域活動支援センターⅡ型)[再掲]	障がい者福祉センター	在宅の障がい者(原則18歳以上65歳未満の人)に対して、機能・社会適応訓練(レクリエーション、スポーツ、社会交流、リハビリテーションなど)、創作・文化教室(陶芸、編物、書道、絵画、パソコン体験など)を実施します。	障がい者福祉センター(ゆうあいセンター)において、機能・社会適応訓練等の教室を実施しました。 機能・社会適応訓練室利用者数:延べ761人 創作・文化教室利用者数:延べ870人 陶芸 知的=107人、身体・精神・難病=79人 編物 身体・精神・難病=29人 書道 知的=139人、身体・精神・難病=65人 絵画 知的=127人、身体・精神・難病=32人 パソコン体験 知的=128人、身体・精神・難病=164人	確定	障がい者福祉センター(ゆうあいセンター)において、機能・社会適応訓練等の教室を実施しました。 機能・社会適応訓練室利用者数:延べ796人 創作・文化教室利用者数:延べ948人 陶芸 知的=136人、身体・精神・難病=108人 編物 身体・精神・難病=33人 書道 知的=138人、身体・精神・難病=73人 絵画 知的=115人、身体・精神・難病=61人 パソコン体験 知的=142人、身体・精神・難病=142人	成果維持	より充実したデイサービスを提供するために、健康面、精神面など多面的な支援を行う必要があります。特に、重症心身障がい者リハビリテーションについて、円滑な実施により支援を継続する必要があります。	
75	2生活 支援	(2)保健 ・医療	①保健 ・医療	69	訓練専門員配置体制支援事業	障がい福祉課	医療的ケアが必要な重症心身障がい者の機能訓練の確保を図るため、生活介護事業において、専門職による計画に基づく機能訓練を実施した場合の市独自の支援策の継続に努めます。	重症心身障がい者が日常生活を営むうえで必要な運動機能の減退の防止を図るため、対象者へのサービス提供に対し加算の給付を行いました。 利用者数:7人 利用日数:327日	確定	支給決定及び利用の実績はありません。	成果維持	引き続き、重症心身障がい者が日常生活を営むうえで必要な運動機能の減退の防止を図るため、対象者へのサービス提供に対し、加算の給付を行います。	
76	2生活 支援	(2)保健 ・医療	②医療 費軽減	70	重度障がい者医療費助成事業	障がい福祉課	重度または重複障がいや難病があり、所得が一定以下の人を対象に、保険診療にかかる医療費の一部負担金相当額(一部自己負担額を除く)を助成します。	対象者に対し、適切に医療費の助成を行いました。 ・助成件数:209,044件	確定	・対象者数:5,930人 ・助成件数:209,946件 ・助成額:756,721,036円	成果維持	今後も引き続き、適切な助成に努めます。	
77	2生活 支援	(2)保健 ・医療	②医療 費軽減	70	自立支援医療(育成医療)	障がい福祉課	身体に障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる児童が、指定医療機関でその障がいや疾病の改善のための治療を受ける場合に、医療費の公費負担を行い、身体機能障がいの改善と日常生活の負担の軽減を図ります。	身体障がい児等が、指定医療機関でその障がいや疾病の改善のための治療を受けた場合に、医療費の公費負担を行いました。 受給者数:6人	確定	身体障がい児等が、指定医療機関でその障がいや疾病の改善のための治療を受けた場合に、医療費の公費負担を行いました。 受給者数:6人	成果維持	適切に迅速な執行に向け努力するほか、丁寧かつ適切な案内に努めます。	
78	2生活 支援	(2)保健 ・医療	②医療 費軽減	70	自立支援医療(更生医療)	障がい福祉課	身体機能に障がいのある18歳以上の身体障がい者が、指定医療機関で障がいの程度を軽減するため特定の高度医療を受ける場合に、医療費の公費負担を行い、身体機能障がいの改善と日常生活の負担の軽減を図ります。	身体障がい者が、指定医療機関でその障がいの程度を軽減するための特定の高度医療を受けた場合に、医療費の公費負担を行いました。 受給者数:455人	確定	身体障がい者が、指定医療機関でその障がいの程度を軽減するための特定の高度医療を受けた場合に、医療費の公費負担を行いました。 受給者数:512人	成果維持	適切に迅速な執行に向け努力するほか、丁寧かつ適切な案内に努めます。	
79	2生活 支援	(2)保健 ・医療	②医療 費軽減	70	自立支援医療(精神通院医療)	障がい福祉課	精神疾患等で指定医療機関に通院する際の医療費等の公費負担に関し、申請を受付し、大阪府への書類の取次ぎを行います。また、より多くの対象者が制度を利用できるよう、制度の周知を図ります。	・申請等に係る大阪府への書類の取り次ぎを行いました。 ・ホームページや「障がい者(児)福祉のあらし」等で制度の周知を行いました。 受給者数:7,867人	確定	・申請等に係る大阪府への書類の取り次ぎを行いました。 ・ホームページや「障がい者(児)福祉のあらし」等で制度の周知を行いました。 受給者数:7,652人	成果維持	今後も引き続き、大阪府への書類の取次ぎを適切に行い、円滑に制度運用が進められるように取り組みます。	
80	2生活 支援	(2)保健 ・医療	②医療 費軽減	70	小児慢性特定疾病医療費助成制度	子ども保健課	厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっている児童等を対象に、その疾病の治療にかかる医療費の自己負担の一部を助成します。 日常生活の質の向上を図るため、日常生活用具の給付を行います。 保健師やその他専門職による相談・指導、自立支援員による支援を実施するほか、療養生活と自立を支援するための地域ネットワークの構築に努めます。	・小児慢性特定疾病医療費給付 実人数 349人、延べ件数 5,480件 ・小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付 実人数4人、延べ件数5件	確定	・小児慢性特定疾病医療費給付 実人数 360人、延べ件数 5,616件 ・小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付 実人数1人、延べ件数1件	成果維持	災害時における、医療的ケアを要する児のよりよい支援を検討する。	
81	2生活 支援	(2)保健 ・医療	②医療 費軽減	70	精神・結核医療給付金	国民健康保険課	国民健康保険被保険者が自立支援医療(精神通院)及び都道府県知事による入院措置を受けるときに、保険診療分について自己負担が生じた場合には、その自己負担分を支給します。	・支給件数:51,983件 ・支給額:68,047,835円	確定	・支給件数:52,165件 ・支給額:68,923,919円	成果維持	引き続き、府内統一基準により適正な給付に努める	
82	3社会 参加	(1)教育 ・育成	①療育 、障がい 児	71	療育相談	子ども保健課	障がいの疑いや、今後、障がいを残すことが予想される乳幼児に対して、専門の医師等による個別相談を実施することにより個人の状況を把握し、適切な療育の導入に努めるとともに、成長発達を支援します。	すくすく健診(療育相談) 延べ相談者数 136人	確定	すくすく健診(療育相談) 延べ相談者数 138人	成果維持	医師・ST・OT等、多職種の専門的な相談体制を継続し、必要に応じて医療や療育につなぐ。	
83	3社会 参加	(1)教育 ・育成	①療育 、障がい 児	71	地域子育て支援拠点事業	子ども家庭みまもりセンター子育て支援課	「つどいの広場」「子育て支援センター」等の身近な子育て相談窓口と児童発達支援センターや相談事業所等との連携により、子育てに関する不安や悩みといった相談から、障がいの早期発見、早期療育につながる体制づくりに努めます。	「つどいの広場」「子育て支援センター」等で、発達や発育の気になる子どもの保護者に対して傾聴を行うとともに、親子の基本的な関わり大切さや子どもの発達・発育についての助言を行うほか、療育を求める保護者については、児童発達支援通所事業の情報提供や関係機関につなぐなど、保護者のニーズに応じながら支援を行いました。また、臨床心理士による施設巡回相談の日を設け、保護者が子どもを遊ばせながら、子どもの発達や発育の悩みについて相談ができ、専門的な助言が得られるよう努めました。	確定	「つどいの広場」「子育て支援センター」等で、発達や発育の気になる子どもの保護者に対して傾聴を行うとともに、親子の基本的な関わり大切さや子どもの発達・発育についての助言を行うほか、療育を求める保護者については、児童発達支援通所事業の情報提供や関係機関につなぐなど、保護者のニーズに応じながら支援を行いました。また、臨床心理士による施設巡回相談の日を設け、保護者が子どもを遊ばせながら、子どもの発達や発育の悩みについて相談ができ、専門的な助言が得られるよう努めました。	成果維持	発達に不安を感じている保護者に対して、適切なアドバイスが出来るよう研修等により支援者の質の向上を図ることで、子育て相談の充実を図ります。	
84	3社会 参加	(1)教育 ・育成	①療育 、障がい 児	71	乳幼児療育事業	子ども家庭みまもりセンター子育て支援課	各子育て相談窓口や1歳6か月児健診等で、発達に課題があるとされた子どもとその保護者に対して、臨床心理士、言語聴覚士、保育士等の専門職による指導・助言を行う、パンダ教室、めばえ教室を開室します。	・めばえ教室 利用児童数:101人 延べ利用日数:1,509日 ・第2めばえ教室 利用児童数:99人 延べ利用日数:1,300日 ・パンダ教室 利用児童数: 84人 延べ利用日数: 433日 ・発達相談等延べ件数:3, 572 件	確定	・めばえ教室 利用児童数:118人 延べ利用日数:1,640日 ・第2めばえ教室 利用児童数:110人 延べ利用日数:1,541日 ・パンダ教室 利用児童数: 65人 延べ利用日数: 322日 ・発達相談等延べ件数:4,133 件	成果維持	1歳6か月児健診等で発達の課題を指摘された乳幼児への早期対応・早期療育のために、適切なタイミングで相談支援や療育サービスへ繋ぐように努めます。また、他の児童発達支援事業所等関係機関との一層の連携に努める等、未就学児の一貫した療育支援体制の強化を図ります。	
85	3社会 参加	(1)教育 ・育成	①療育 、障がい 児	71	3歳児親子教室	保育幼稚園総務課	うの花療育園、めばえ教室、保健センターとの連携により在宅での配慮を必要とする3歳児に小グループによる遊びの場を提供する「3歳児親子教室」を実施します。	・芝生幼稚園で7回、松原幼稚園で7回実施しました。 芝生幼稚園 登録者数3名 松原幼稚園 登録者数2名 ・幼稚園の施設を利用して、うの花療育園の保育士・心理士・言語聴覚士などが、配慮を要する3歳児の発達に応じた療育や保護者の子育て支援を行いました。	確定	・芝生幼稚園で7回、松原幼稚園で7回実施しました。 芝生幼稚園 登録者数6名 松原幼稚園 登録者数3名 ・幼稚園の施設を利用して、うの花療育園の保育士・心理士・看護師などが、配慮を要する3歳児の遊びの指導や保護者の子育て支援を行いました。	成果維持	発達に課題を感じている在宅3歳児の保護者は、子どもの遊び場や小グループでの療育の機会、身近な相談に応じてもらうことを求めています。実施回数増や実施場所の拡充等の要望はありますが、職員体制等により対応が厳しい状況です。公立幼稚園全園で3歳児親子の子育て支援に取り組む中で、障がい児を含む親子の子育て支援の充実に関心していると考えています。	

通し 番号	方向性	施策 展開	中見 出し	計画書 掲載頁	施策・事業	担当課	内 容	令和6年度実績	確 定	参考:令和5年度実績	事業 の方	事業の課題や今後の取組	特記事項 (コロナ禍における影響等)
86	3社会 参加	(1)教育 ・育成	①療育 、障がい、 児		子ども・子育て支援法 に基づく教育・保育等 の利用における必要な 配慮	保育幼稚園総務 課	子ども・子育て支援法に基づき、特別な支援を必要とする障がい児が円滑に教育・保育等を受けられるよう、集団保育における必要な配慮を行うことにより、クラスの間々が「共に育ちあう」ことができる環境を引き続き構築していきます。具体的には、巡回の実施、配慮の充実、専門性の向上、各施設での会議や研修等の構築、個別の指導計画による支援等を推進します。	・保育所、認定こども園における特別支援教育・保育については、公立12園(78名)、民間保育所14園(40名)、民間認定こども園29園(166名)で特別支援教育・保育を実施し、集団の中で共に育ちあう保育・教育の充実に図りました。また、専門指導員による巡回指導や担当者研修、保護者懇談会を行い、保育・教育内容の専門性を高めると共に、保護者に向けては障がいの理解や発達支援についての講演、育児相談を実施しました。また、就学相談等の機関にもつなげていきました。 ・公立の認定こども園、保育所、幼稚園における特別支援教育・保育については、同じ課題をもった施設で研究研修を行い、実践研究の成果を公立の認定こども園、保育所、幼稚園に広めると共に、連続講座等特別支援教育研修により、専門的指導力の育成を図りました。また、公立認定こども園・幼稚園では特別支援コーディネーターを中心とする支援会議の実施や、園の巡回相談により、対象児のニーズに応じた支援の充実に図りました。 ・保護者の了解の下、個別の指導計画・個別の教育支援計画を活用し小学校へ引継ぎ、円滑な移行に努めました。 ・年度途中より心理士による特別支援巡回を行い、観察後にカンファレンスを実施したことで、個々に応じた支援につなげていきました。	確定	・保育所、認定こども園における障がいの児保育については、公立12園(60名)、民間保育所14園(29名)、民間認定こども園28園(164名)で障がいの児保育・教育を実施し、集団の中で共に育ちあう保育・教育の充実に図りました。また、専門指導員による巡回指導や担当者研修、保護者懇談会を行い、保育・教育内容の専門性を高めると共に、保護者に向けては障がいの理解や発達支援についての講演、育児相談を実施しました。また、就学相談等の機関にもつなげていきました。 ・公立の認定こども園、保育所、幼稚園における特別支援教育については、同じ課題をもった施設で研究研修を行い、実践研究の成果を公立の認定こども園、保育所、幼稚園に広めると共に、連続講座等特別支援教育研修により、専門的指導力の育成を図りました。また、公立幼稚園では特別支援コーディネーターを中心とする支援会議の実施や、園の巡回相談により、対象児のニーズに応じた支援の充実に図りました。 ・保護者の了解の下、個別の指導計画・個別の教育支援計画を活用し小学校へ引継ぎ、円滑な移行に努めました。	成果維持	・支援を要する在籍園児の増加と共に、ニーズに応じた支援が多様化し、医療的ケア児の受入れも始まっています。特別支援教育・保育の質の向上に向け、発達障がいをはじめ様々な障がいの理解と具体的な支援の方法を学ぶ機会として、研修内容や回数等のより一層の充実に図ります。また、各園の巡回指導・巡回相談の充実に努めます。 ・集団保育における園児の安全確保と発達の保障のため、加配教員の必要性を検討・配置するとともに今後も、集団として共に育ちあう「共生」の支援教育の充実に向け、取り組みを進めていきます。	
87	3社会 参加	(1)教育 ・育成	①療育 、障がい、 児	72	学童保育室での障がい児保育の充実	子ども青少年課	待機児童の解消に努め、保育の充実に図るとともに、障がいのある子もない子も共に集団生活をおくる中で、児童の豊かな人間形成を目指します。	令和6年4月1日現在において、入室児童3,995人のうち226人の障がい児を受け入れました。	確定	令和5年4月1日現在において、入室児童3,786人のうち235人の障がい児を受け入れました。	成果維持	待機児童の解消に努め、引き続き障がい児の受入れに努めます。	
88	3社会 参加	(1)教育 ・育成	①療育 、障がい、 児	72	療育センター機能の充実	子ども家庭みまもりセンター子育て支援課	医療型児童発達支援センター「高槻市立療育園」及び福祉型児童発達支援センター「高槻市立うの花療育園」において、それぞれの施設の有する専門機能を活かし、特に症状の重い障がい児の療育を実施するとともに、「障がい児相談支援」、「保育所等訪問支援」の実施や、他の市内事業所への助言を行うなど、身近な地域支援の拠点として中核的役割を担っていきます。	・療育園 医療型児童発達支援 利用児童数:21人 延べ利用日数:1,678日 放課後等デイサービス 利用児童数:17人 延べ利用日数:554日 保育所等訪問支援 利用児童数:15人 延べ訪問回数:28回 障がい児相談支援 利用児童数:95人 うの花療育園 児童発達支援 利用児童数:50人 延べ利用日数:10,237日 保育所等訪問支援 利用児童数:65人 延べ訪問回数:112回 障がい児相談支援 利用児童数:83人	確定	・療育園 医療型児童発達支援 利用児童数:25人 延べ利用日数:2,286日 放課後等デイサービス 利用児童数:22人 延べ利用日数:713日 保育所等訪問支援 利用児童数:6人 延べ訪問回数:10回 障がい児相談支援 利用児童数:102人 うの花療育園 児童発達支援 利用児童数:50人 延べ利用日数:9,446日 保育所等訪問支援 利用児童数:75人 延べ訪問回数:135回 障がい児相談支援 利用児童数:88人	成果維持	指定管理者制度を活用する中で、就学前の療育体制全体の中核的施設(児童発達支援センター)として、役割や位置付けを明確にするとともに、今後も多様化、細分化されていく市民ニーズに的確に答えていくため、関係機関との連携強化や専門性の向上に努めます。	
89	3社会 参加	(1)教育 ・育成	①療育 、障がい、 児	72	児童発達支援事業	子ども家庭みまもりセンター子育て支援課	就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	療育を必要とする就学前の児童に対し、サービスの提供を図りました。 利用児童数:871人(医療型児童発達含む) 延べ利用日数:61,284日(医療型児童発達含む)	確定	療育を必要とする就学前の児童に対し、サービスの提供を図りました。 利用児童数:837人(医療型児童発達含む) 延べ利用日数:59,027日(医療型児童発達含む)	成果維持	引き続き、支援を必要とする児童に対し、適切なサービスの提供を図ります。	
90	3社会 参加	(1)教育 ・育成	①療育 、障がい、 児	72	放課後等デイサービス	子ども家庭みまもりセンター子育て支援課	就学している児童を対象に、学校授業終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを提供します。	療育を必要とする就学児に対し、サービスの提供を図りました。 利用児童数:1,323人 延べ利用日数:126,451日	確定	療育を必要とする就学児に対し、サービスの提供を図りました。 利用児童数:1,265人 延べ利用日数:122,180日	成果維持	引き続き、支援を必要とする児童に対し、適切なサービスの提供を図ります。	
91	3社会 参加	(1)教育 ・育成	①療育 、障がい、 児	72	保育所等訪問支援	子ども家庭みまもりセンター子育て支援課	児童が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。	専門的な支援が必要な児童に対し、サービスの提供を図りました。 利用児童数:209人 延べ利用日数:1,409日	確定	専門的な支援が必要な児童に対し、サービスの提供を図りました。 利用児童数:183人 延べ利用日数:1,302日	成果維持	・引き続き、支援を必要とする児童に対し、適切なサービスの提供を図ります。 ・制度周知を進め、利用しやすい環境整備に努めます。	
92	3社会 参加	(1)教育 ・育成	①療育 、障がい、 児	72	障がい児支援の提供体制の整備等	子ども家庭みまもりセンター子育て支援課	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。 また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置します。	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置しました。 児童発達支援事業所数(重心):3か所 放課後等デイサービス事業所数(重心):3か所 医療的ケア児等コーディネーター:4名 協議の場開催回数:2回	確定	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置しました。 児童発達支援事業所数(重心):3か所 放課後等デイサービス事業所数(重心):3か所 医療的ケア児等コーディネーター:2名 協議の場開催回数:2回	成果維持	国・府による計画等を踏まえ、引き続き、重心型事業所の確保及び、協議の場にて、医療的ケア児等に関するコーディネーターの活用方法を検討します。	
93	3社会 参加	(1)教育 ・育成	①療育 、障がい、 児	72	ペアレントトレーニング	子ども家庭みまもりセンター子育て支援課	保護者が子どもとのより良いかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムの充実に図ります。	保護者が子どもとのより良いかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援しました。 ペアレント・メンター研修:2回 ペアレント・トレーニング:4クール	確定	保護者が子どもとのより良いかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援しました。 ペアレント・メンター研修:1回 ペアレント・トレーニング:3クール	成果維持	引き続き、保護者が子どもとのより良いかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援します。	令和5年度実績に誤りがあったため、訂正しています。
94	3社会 参加	(1)教育 ・育成	①療育 、障がい、 児	73	人工内耳装置等購入費助成	子ども家庭みまもりセンター子育て支援課	18歳未満の高度難聴児に対し、装置及び電池等の購入費用の助成を実施することにより、言語獲得及び情報取得の機会の保障を行うとともに、言語の発達等を支援します。	高度難聴児に対し、装置及び電池等の消耗品の購入費用の助成を行いました。 助成延べ件数:11件	確定	高度難聴児に対し、装置及び電池等の消耗品の購入費用の助成を行いました。 助成延べ件数:9件	成果維持	引き続き制度周知に努め利用者負担軽減に取り組んでいきます。	
95	3社会 参加	(1)教育 ・育成	①療育 、障がい、 児	73	短期入所 [再掲]	障がい福祉課	在宅の障がい児に対して、家族等の介護者が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	保護者の疾病等の理由により、支援を必要とする在宅の障がい児に、サービスの提供を図りました。 利用者数:69人 利用日数:1617日	確定	保護者の疾病等の理由により、支援を必要とする在宅の障がい児に、サービスの提供を図りました。 利用者数:73人 利用日数:1,481日	成果維持	引き続き、個々の状況に応じた適切な支給決定を行います。	
96	3社会 参加	(1)教育 ・育成	①療育 、障がい、 児	73	日中一時支援 [再掲]	障がい福祉課	在宅の障がい児を日常的に介護する家族等の一時的な負担軽減を図るため、日中において、障がい児に活動の場を提供し、介護や見守り等の必要な支援を行います。	日中において、支援を必要とする在宅の障がい児に活動の場を提供し、サービスの提供を図りました。 利用者数:77人 利用日数:1,093日	確定	日中において、支援を必要とする在宅の障がい児に活動の場を提供し、サービスの提供を図りました。 利用者数:58人 利用日数:1,064日	成果維持	引き続き、支援を必要とする障がい者個々の状況に応じて適切な支給決定を行います。	

通し 番号	方向性	施策 展開	中見 出し	計画書 掲載頁	施策・事業	担当課	内 容	令和6年度実績	確 定	参考:令和5年度実績	事業 の方	事業の課題や今後の取組	特記事項 (コロナ禍における影響等)
97	3社会 参加	(1)教育 ・育成	②特別 支援教 育		73 特別支援教育の内容 の充実	教育指導課	児童生徒の状況に応じて、備品の貸し出しや特別支援教育支援員を配置するとともに、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」に基づき、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援を行います。	・学校生活介助支援員、医療的ケア活動支援員、学習活動支援員を59校に配置し、支援の必要な児童生徒の学校生活を支援しました。 ・特別支援教育リーディングチームによる教育相談(年間18回)により、特別支援教育担当者、通常学級担任の専門性の向上及び障がいのある児童生徒への支援の充実に努めました。 ・車椅子、バギー、ベッド、養護椅子、訓練用マット、点字用プリンター、階段昇降機、カットアウトテーブル、集団補聴器システム備品等の貸出を行い、学校生活を支援しました。 ・通級指導教室を増設置しました。(小学校12教室、中学校3教室)	確定	・学校生活介助支援員、医療的ケア活動支援員、学習活動支援員を58校に配置し、支援の必要な児童生徒の学校生活を支援しました。 ・特別支援教育リーディングチームによる教育相談(年間21回)により、特別支援教育担当者、通常学級担任の専門性の向上及び障がいのある児童生徒への支援の充実に努めました。 ・車椅子、バギー、ベッド、養護椅子、訓練用マット、点字用プリンター、階段昇降機、カットアウトテーブル、集団補聴器システム備品等の貸出を行い、学校生活を支援しました。 ・通級指導教室を増設置しました。(小学校9教室、中学校5教室)	拡充	・医療的ケアを必要とする児童生徒や、通常の学級に在籍する支援を要する児童生徒への支援をより一層充実させるためにも、支援員の配置を今後も行っていきます。 ・貸出備品については、児童生徒の状況を把握し、今後も対応していきます。 ・障がいの状態に応じた指導支援を受けられるよう、通級指導教室の増設置を進めます。	
98	3社会 参加	(1)教育 ・育成	②特別 支援教 育		73 教職員への研修の充 実	教育センター	教職員研修(特別支援教育研修)を企画・実施し、障がいの特性について正しい理解を深め、適切な指導及び支援が行えるよう、教職員の専門性の向上を図ります。	児童生徒に対し適切な指導及び支援が行えるよう教職員の専門性を高める研修を実施しました。また、経験の浅い支援学級担任対象の研修を実施しました。 研修回数:27回 研修参加人数:1,309人	確定	児童生徒に対し適切な指導及び支援が行えるよう教職員の専門性を高める研修を実施しました。また、経験の浅い支援学級担任対象の研修を実施しました。 研修回数:33回 研修参加人数:1,288人	成果維持	経験の浅い教職員を含め全教員が児童・生徒に対し適切な指導及び支援を行うことが求められています。引き続き、障がいの特性について理解を深め、実践力の向上をめざす研修を実施します。	
99	3社会 参加	(1)教育 ・育成	②特別 支援教 育		73 学校施設・設備の整備	教育指導課 学校安全課	児童生徒の状況に応じて、手すりやスロープ等の施設・設備の計画的な改善・整備を進めます。 また、必要度の高い学校から、エレベーターの設置に努めます。	【教育指導課】 ・新設支援学級は27学級あり、その中で弱視学級、難聴学級、知的障がい学級、肢体不自由学級、病弱・身体虚弱学級を中心に8校の整備を行いました。具体的には、 ・高槻小学校に階段手摺の設置 ・五領小学校にトイレ手摺設置 ・桃園小学校に階段手摺の設置 ・日吉台小学校に階段手摺の設置、ブランド舗装 ・安岡寺小学校に階段手摺の設置 ・南平台小学校に階段手摺の設置 ・第九中学校にトイレ跳ね上げ手摺移設 ・城南中学校のシャワー・バン設置 を行いました。 【学校安全課】 ・磐手小学校、若松小学校へのエレベーター設置に向けた実施設計を行いました。	確定	【教育指導課】 ・新設支援学級は24学級あり、その中で弱視学級、難聴学級、知的障がい学級、肢体不自由学級、病弱・身体虚弱学級を中心に8校の整備を行いました。具体的には、 ・上牧小学校に流し台(給湯器付)、階段手摺の設置 ・日吉台小学校にアスファルト舗装(歩道) ・磐手小学校に洗浄便座、アコーディオンカーテンの設置 ・五領小学校に階段手摺の設置 ・川西中学校にトイレ跳ね上げ床固定手摺の設置 ・芝谷中学校にカープミラーの設置(廊下) ・五領中学校に階段手摺の設置 ・第一中学校の教室床改修 を行いました。 【学校安全課】 ・城南中学校にエレベーターを設置しました。 ・日吉台小学校、上牧小学校へのエレベーター設置に向けた実施設計を行いました。	拡充	【教育指導課】 ・今後も肢体不自由学級や病弱・身体虚弱学級支援学級入級児・生徒の在籍状況を考慮し、必要度の高い学校からシャワー・手摺・スロープの設置など、施設・設備の計画的な改善・整備に努めます。 【学校安全課】 ・エレベーターの設置については、重度肢体不自由及び病虚弱の児童・生徒の在籍状況等を考慮し、必要度の高い学校から引き続き整備に努めます。 ・令和6年度に設置予定であった日吉台小学校、上牧学校は、令和7年度の設置を予定しています。また、磐手小学校、若松小学校については、令和8年度の設置を予定しています。	
100	3社会 参加	(1)教育 ・育成	②特別 支援教 育		73 通学等の移動の支援	教育指導課	肢体不自由・病虚弱児を対象に、タクシーを活用した登下校の支援や、宿泊的行事に参加する際の移動支援を行います。	・校外学習時移動が困難な児童生徒のタクシーやリフト付きバスについての移動支援を行いました。(延べ12回) ・医療的ケアを必要とする重度肢体不自由児(1名)に対して、医療的ケア活動支援員を配置し、介護タクシーによる通学支援を行いました。(通年)	確定	・校外学習時移動が困難な児童生徒のタクシーやリフト付きバスについての移動支援を行いました。(延べ12回) ・医療的ケアを必要とする重度肢体不自由児(1名)に対して、医療的ケア活動支援員を配置し、介護タクシーによる通学支援を行いました。(通年)	成果維持	・肢体不自由・病虚弱児を対象として、保護者による通学ができない場合、地域の小中学校への登下校等に係るタクシーチケットの給付により、通学の保障を図ります。また、宿泊行事や校外学習において介護タクシーの利用運行を行い、移動支援を行います。 ・リフト付きバスの差額支給により、宿泊学習参加時の移動支援を行います。 ・今後も医療的ケア児支援法の趣旨を踏まえ、医療的ケアを必要とする重度肢体不自由児への通学支援を継続します。	
101	3社会 参加	(1)教育 ・育成	②特別 支援教 育		74 進路指導の充実と進 路保障の確立	教育指導課	進路について、学校や保護者に情報提供を行うとともに、就学前にあたっての適切な説明および情報提供と本人や保護者の意向を尊重した就学相談を行います。	・就学相談に係る適切な説明及び情報提供と本人及び保護者の意向を尊重した就学相談の取組の充実に努めました。 ・府立高等学校や府教育委員会と連携し、学校や保護者に情報提供を行いました。	確定	・就学相談に係る適切な説明及び情報提供と本人及び保護者の意向を尊重した就学相談の取組の充実に努めました。 ・府立高等学校や府教育委員会と連携し、学校や保護者に情報提供を行いました。	成果維持	・幅広い進路選択があることから、その内容が本人・保護者に十分に伝わるよう、早い時期から様々な機会を通じて適切な説明や情報提供を今後も継続して行っていきます。	
102	3社会 参加	(1)教育 ・育成	②特別 支援教 育		74 障がい児進路選択支 援事業	障がい福祉課	府立支援学校高等部等の在校生が夏休み等に就労移行支援事業所を利用し、短期間就労体験をすることで、卒業後の進路選択の幅を広げるとともに、就労への意欲の向上を図ります。	府立支援学校における進路説明会へ出席しました。 また、在校生16人に対し、就労移行支援事業所において、一般就労に向けた評価を行うため、サービスの暫定支給を行いました。	確定	府立支援学校における進路説明会へ出席しました。 また、在校生8人に対し、就労移行支援事業所において、一般就労に向けた評価を行うため、サービスの暫定支給を行いました。	成果維持	引き続き、個々の状況に応じた適切な支給決定を行います。	
103	3社会 参加	(2)雇用・ 就労	①一般 就労		74 就労移行支援	障がい福祉課	就労を希望する障がい者で、一般の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談などの支援を行います。	就労を希望し、一般の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障がい者に対し、サービスの提供を図りました。 利用者数:281人 利用日数:27,728日	確定	就労を希望し、一般の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障がい者に対し、サービスの提供を図りました。 利用者数:273人 利用日数:26,660日	成果維持	引き続き、個々の状況に応じた適切な支給決定を行います。	
104	3社会 参加	(2)雇用・ 就労	①一般 就労		74 就労定着支援	障がい福祉課	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。	就労移行支援等を利用し、一般就労した障がい者で就労後も職場への定着のために支援が必要と判断された者に対し、サービスの提供を図りました。 利用者:135人 利用日数:1,007日	確定	就労移行支援等を利用し、一般就労した障がい者で就労後も職場への定着のために支援が必要と判断された者に対し、サービスの提供を図りました。 利用者:133人 利用日数:1,016日	成果維持	引き続き、個々の状況に応じた適切な支給決定を行います。	
105	3社会 参加	(2)雇用・ 就労	①一般 就労		75 民間企業の障がい者 雇用の促進	産業振興課	高槻地区人権推進員企業連絡会に加盟している事業主等を対象に講演会を行い、障がい者雇用に対する理解と認識を高めるとともに、企業等に対する周知、啓発に努めます。また障がい者合同就職面接相談会を開催し、障がい者の就職活動の機会を拡げます。	9月27日(金)に「障がい者雇用支援講演会」を事業主等を対象に開催し、障がい者雇用に積極的に取り組んでいる企業に登壇いただき、事業所見学も行うなど、障がい者雇用への理解と促進を図りました。 参加者:29人	確定	9月28日(木)に「障がい者雇用支援講演会・制度説明会」を事業主等を対象に開催し、障がい者雇用の現状についての理解を促進するとともに、国の支援制度についての情報提供を行いました。 参加者:18人	成果維持	引き続き広報誌やホームページ、企業向けのメルマガ等を活用して事業主等に参加を呼び掛けるとともに、関係機関・関係団体との連携の強化に努めます。	
106	3社会 参加	(2)雇用・ 就労	①一般 就労		75 市・市関係機関におけ る職場開発等の検討	人事企画室	障がい者雇用の拡大のために、障がい者活躍推進計画を踏まえ、その職域、職種、業務内容、雇用形態、就業環境の整備について多方面から調査・研究を進めながら、市における雇用率3.0%を目標に、障がい者を対象とした採用試験を実施します。 また、障がい者雇用の促進を図るため、市全体で雇用の場の拡大を図ります。	障がい者を対象とした採用試験において、会計年度任用職員(公園環境美化作業員及び行政事務業務従事職員)2人の採用を行いました。	確定	障がい者を対象とした採用試験において、正規職員(事務職)2人、会計年度任用職員(公園環境美化作業員)1人の採用を行いました。	成果維持	障がい者の法定雇用率は達成していますが、障がい者基本計画に定める雇用率3.0%を目標に、引き続き雇用の促進に努めるとともに、働きやすい職場環境の整備に努めていきます。	

番号	方向性	施策展開	中見出し	計画書掲載頁	施策・事業	担当課	内 容	令和6年度実績	確定	参考:令和5年度実績	事業の方	事業の課題や今後の取組	特記事項 (コロナ禍における影響等)	
107	3社会参加	(2)雇用・就労	①一般就労		75	障がい者就業・生活支援センターとの連携	産業振興課	高槻市障がい者就業・生活支援センターと連携して、「障がい者合同就職面接相談会」を実施し、障がい者の就労支援を行います。	6月20日(木)に「障がい者合同就職面接相談会」を実施するとともに、高槻市障がい者就業・生活支援センターと連携して相談ブースを設置し、障がい者の就労支援を行いました。 面接会参加者:44名 相談ブース利用者:3名 採用者数:7名	確定	6月22日(木)に「障がい者合同就職面接相談会」を実施するとともに、高槻市障がい者就業・生活支援センターと連携して相談ブースを設置し、障がい者の就労支援を行いました。 面接会参加者:43名 相談ブース利用者:4名 採用者数:10名	成果維持	引き続き情報収集や、ハローワーク茨木をはじめとした関係機関・関係団体との連携を強化し、面接会参加者及び採用者数の増加に努めます。	
108	3社会参加	(2)雇用・就労	①一般就労		75	障がい者雇用奨励金制度	産業振興課	障がい者を雇用する事業主に対して奨励金を支給し、障がい者の雇用の安定を図ります。	奨励金の支給実績 対象人数:重度障がい者(短時間労働者を除く)1人 上記以外の者 12人 対象事業所:8事業所	確定	奨励金の支給実績 対象人数:重度障がい者(短時間労働者を除く)3人 上記以外の者 9人 対象事業所:7事業所	成果維持	引き続きハローワーク茨木との連携強化に努めるとともに、広報誌、ホームページ、面接会相談会等を活用して制度の周知に努め、利用件数の増加を図ります。	
109	3社会参加	(2)雇用・就労	①一般就労		75	障がい者就労雇用問題懇談会	産業振興課	ハローワーク茨木、高槻商工会議所、高槻市障害児者団体連絡協議会、高槻市障がい者就業・生活支援センター、高槻事業所連絡会、行政各担当者からなる懇談会を開き、障がい者の就労・雇用問題について、情報・意見等の交換を行います。また、自立支援協議会とも連携を図っていきます。	9月17日(火)に「障がい者就労雇用問題懇談会」を開催し、関係機関・関係団体との間で情報共有と事業報告を行いました。	確定	9月14日(木)に「障がい者就労雇用問題懇談会」を開催し、関係機関・関係団体との間で情報共有と事業報告を行いました。	成果維持	引き続き各関係機関・関係団体と情報交換等を行います。	
110	3社会参加	(2)雇用・就労	①一般就労		75	障がい者雇用相談	産業振興課	障がい者及び障がい者を雇用する事業主等を対象に、雇用就労に関するさまざまな問題について、専門的知識を有する相談員による指導・助言を行い、問題の解決を図ります。	障がい者雇用相談実績 相談日:毎月第2・第4月曜日 相談件数:16件 高槻市障がい者就業・生活支援センターに委託して実施。	確定	障がい者雇用相談実績 相談日:毎月第2・第4月曜日 相談件数:7件 高槻市障がい者就業・生活支援センターに委託して実施。	成果維持	引き続き広報誌やホームページ、関係機関へのチラシ配架等を通じて周知を行います。	
111	3社会参加	(2)雇用・就労	①一般就労		75	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援 [再掲]	福祉相談支援課	仕事・健康・人間関係などさまざまな問題で生活に困っている方に対して、相談支援員や就労支援員が各種関係機関と連携しながら課題解決に向けてのサポートを行います。	自立相談支援事業として、自立相談支援員が対象者に対し、就労その他自立に向けた相談支援や課題解決に向けた支援計画(プラン)を策定しました。 新規相談件数:747件 新規プラン策定件数:112件 就労により自立した者:37人	確定	自立相談支援事業として、自立相談支援員が対象者に対し、就労その他自立に向けた相談支援や課題解決に向けた支援計画(プラン)を策定しました。 新規相談件数:650件 新規プラン策定件数:124件 就労により自立した者:39人	成果維持	関係機関と連携し、相談者の掘り起こしを今後も行うとともに、相談者への適切な支援が行えるよう、相談支援員のスキルアップも図ります。	
112	3社会参加	(2)雇用・就労	②福祉的就労		76	就労継続支援(A型)	障がい福祉課	就労を希望する障がい者で、一般の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である人に対して、雇用契約の締結等により、就労機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練及び支援を行います。	就労を希望し、一般の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障がい者に対し、サービスの提供を図りました。 利用者数:366人 利用日数:54,937日	確定	就労を希望し、一般の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障がい者に対し、サービスの提供を図りました。 利用者数:322人 利用日数:51,631日	成果維持	引き続き、個々の状況に応じた適切な支給決定を行います。	
113	3社会参加	(2)雇用・就労	②福祉的就労		76	就労継続支援(B型)	障がい福祉課	就労を希望する障がい者で、一般の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である人に対して、就労機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練及び支援を行います。	就労を希望し、一般の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障がい者に対し、サービスの提供を図りました。 利用者数:848人 利用日数:129,753日	確定	就労を希望し、一般の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障がい者に対し、サービスの提供を図りました。 利用者数:762人 利用日数:115,296日	成果維持	引き続き、個々の状況に応じた適切な支給決定を行います。	
114	3社会参加	(2)雇用・就労	②福祉的就労		76	障害者優先調達推進法に基づく取組	障がい福祉課	「たかつき授産事業共同受注ネットワーク」の活用等により障がい者就労施設等からの物品等の調達拡大を図るとともに、新たな作業分野の開拓を進めます。なお、調達の方針や目標額、実績は、毎年公表を行います。	調達目標について具体的な目標額を設定したうえで、取組の推進を図りました。 調達実績: 物品 3,108,059円 役務 51,336,063円 計 54,444,122円	確定	調達目標について具体的な目標額を設定したうえで、取組の推進を図りました。 調達実績: 物品 2,149,409円 役務 32,378,692円 計 34,528,101円	成果維持	引き続き、高槻市優先調達推進方針及び調達目標額が達成できるよう推進します。	
115	3社会参加	(2)雇用・就労	②福祉的就労		76	障がい者庁内職場実習	障がい福祉課	「働きたい」と希望している障がい児者に対し、市役所で実習を行い、仕事への適性等を見極める機会を提供することにより、自信の向上や就労意欲の高揚を図ります。また、さまざまな職場での受け入れを行うことにより、市職員の障がいに対する理解の促進を図ります。	就労を希望する障がい児者に対し、庁内で実習を行い、仕事への適正等を見極める機会の提供を行うことにより、就労に対する自信と意欲を高めるとともに、市職員の障がい者理解の促進を図りました。 実習受入者数:34人 実習日数:214日 実習受け入れ職場数11か所	確定	就労を希望する障がい児者に対し、庁内で実習を行い、仕事への適正等を見極める機会の提供を行うことにより、就労に対する自信と意欲を高めるとともに、市職員の障がい者理解の促進を図りました。 実習受入者数:33人 実習日数:202日 実習受け入れ職場数11か所	成果維持	引き続き、庁内各課へ制度周知を行い市職員の障がい者理解の促進を図り、実習生の仕事への適正等を見極める機会の提供を行います。	
116	3社会参加	(2)雇用・就労	②福祉的就労		76	総合評価方式入札制度の推進	契約検査課 障がい福祉課	障がい者雇用を含めた「福祉への配慮」等、公共性を重視した業務委託における総合評価方式の入札制度について、今後も実施を促していきます。	「高槻市業務委託契約における総合評価落札方式の実施に関するガイドライン」の中の「公共性評価」に障がい者の新規雇用を含めた「福祉への配慮」の項目を必須評価項目として位置づけています。業務委託において、今後も実施を促していきます。	確定	「高槻市業務委託契約における総合評価落札方式の実施に関するガイドライン」の中の「公共性評価」に障がい者の新規雇用を含めた「福祉への配慮」の項目を必須評価項目として位置づけています。業務委託において、今後も実施を促していきます。	成果維持	引き続き、他市のガイドライン等を参考に研究を行っていく必要があります。	
117	3社会参加	(3)社会参加交流	①移動・外出		77	行動援護	障がい福祉課	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しく困難がある障がい児者が行動するときに危険を回避するため、必要な援護や外出時に必要な支援等を行います。	行動が困難で常に介護が必要な障がい児者に、サービスの提供を図りました。 利用者数:32人 利用時間数:7,605.00時間	確定	行動が困難で常に介護が必要な障がい児者に、サービスの提供を図りました。 利用者数:23人 利用時間数:4,278.50時間	成果維持	引き続き、個々の状況に応じた適切な支給決定を行います。行動援助従事者養成研修を受講した支援者の増加等に伴い、利用者数及び利用時間数は増加傾向にあります。	
118	3社会参加	(3)社会参加交流	①移動・外出		77	同行援護	障がい福祉課	視覚障がい者に対し、移動時及びそれに伴う外出先において必要な代筆・代読等の視覚的情報支援や、移動の援護、その他必要な援助を行います。	支援を必要とする視覚障がい児者に対し、ガイドヘルパーの派遣によるサービス提供を図りました。 利用者数:130人 利用時間数:24,042時間	確定	支援を必要とする視覚障がい児者に対し、ガイドヘルパーの派遣によるサービス提供を図りました。 利用者数:134人 利用時間数:23,639時間	成果維持	引き続き、個々の状況に応じた適切な支給決定を行います。	
119	3社会参加	(3)社会参加交流	①移動・外出		77	移動支援	障がい福祉課	外出が困難な障がい児者が円滑に外出できるよう、移動の支援を行います。	支援を必要とする障がい児者に対し、ガイドヘルパーの派遣によるサービス提供を図りました。 利用者数: 1,003人 利用時間数:129,581時間	確定	支援を必要とする障がい児者に対し、ガイドヘルパーの派遣によるサービス提供を図りました。 利用者数: 1,006人 利用時間数:129,946時間	成果維持	引き続き、個々の状況に応じた適切な支給決定を行います。	
120	3社会参加	(3)社会参加交流	①移動・外出		77	高槻市営バス乗車券	障がい福祉課	障がい者手帳を所持している人に、市営バスの無料乗車券を交付し、社会参加の促進を図ります。また、施設等への送迎が必要な障がい児者の付添人に対し、市営バス定期券を交付します。	・高槻市営バス乗車券 障がい者手帳所持者に、市営バス無料乗車券を交付しました。 交付枚数:17,409枚 ・通学・通園時介護者助成 施設等への送迎が必要な障がい児者の付添人に対して市営バス乗車券を交付しました。 交付者数:6人 身体障がい児者の付添人2人、 知的障がい児者の付添人4人	確定	・高槻市営バス乗車券 障がい者手帳所持者に、市営バス無料乗車券を交付しました。 交付枚数:17,052枚 ・通学・通園時介護者助成 施設等への送迎が必要な障がい児者の付添人に対して市営バス乗車券を交付しました。 交付者数:6人 身体障がい児者の付添人2人、 知的障がい児者の付添人4人	成果維持	今後も引き続き、対象者に対して適切に市営バス乗車券を交付し、円滑に制度運用が進められるよう取り組みます。	

番号	方向性	施策展開	中見出し	計画書掲載頁	施策・事業	担当課	内 容	令和6年度実績	確定	参考:令和5年度実績	事業の方	事業の課題や今後の取組	特記事項 (コロナ禍における影響等)	
121	3社会参加	(3)社会参加交流	①移動・外出		77	重度障がい者福祉タクシー料金助成	障がい福祉課	在宅の重度障がい児者の社会参加促進を図るため、タクシー基本料金相当額の助成を行います。	在宅の重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対し、福祉タクシーの料金助成(月あたり4枚(年間最大48枚)、1回につき基本料金分)を行いました。 交付者数:2,149人 身体障がい者1,641人、知的障がい者452人、 精神障がい者56人 交付枚数:98,204枚	確定	在宅の重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対し、福祉タクシーの料金助成(月あたり4枚(年間最大48枚)、1回につき基本料金分)を行いました。 交付者数:2,144人 身体障がい者1,637人、知的障がい者448人、 精神障がい者59人 交付枚数:98,476枚	成果維持	今後も該当者にタクシー基本料金相当額の助成を行うことで社会参加の促進を図ります。	
122	3社会参加	(3)社会参加交流	①移動・外出		77	市立駐車場・駐輪場の利用料金の減免	管理課 文化スポーツ振興課 公園課 服部図書館	市立自転車駐車場(定期利用)及び市営駐車場(一時利用)において、障がい児者の乗車車両の利用料金の一部を減免することにより、社会参加の促進を図ります。	【管理課】 障がい者割引利用件数: 桃園町駐車場 868件 高槻駅南立体駐車場 2,751件 高槻駅北地下駐車場 2,385件 障がい者割引利用件数(定期契約件数): 高槻自転車駐車場(自転車 47件) 高槻駅南自転車駐車場(自転車 4件、原付 0件、自動二輪小型2件、自動二輪中型 0件、自動二輪大型 0件) 紺屋町自転車駐車場(自転車 130件、原付 4件) 紺屋町第2自転車駐車場(自転車 41件、原付 7件) 高槻駅北第2自転車駐車場(自転車 28件、原付 17件) 摂津富田駅前自転車駐車場(自転車 144件、原付 30件) 高槻駅北地下自転車駐車場(自転車 53件、原付 0件、自動二輪0件) 上牧駅自転車駐車場(自転車 47件、原付・自動二輪小型 4件、自動二輪中型 1件、自動二輪大型 0件) 【公園課】 公園駐車場使用料の減免を実施しました。 芥川緑地:825件 【文化スポーツ振興課】 スポーツ施設・公園における駐車場の障がい者割引利用件数 総合スポーツセンター 768件 堤運動広場 241件、庄所運動広場 1件 牧田運動広場 43件、市民プール 2,208件 古曽部防災公園 727件 萩谷総合公園 187件 【服部図書館】 駐車場の利用料金の減免件数128件	確定	【管理課】 障がい者割引利用件数: 桃園町駐車場 927件 高槻駅南立体駐車場 2,293件 高槻駅北地下駐車場 1,986件 障がい者割引利用件数(定期契約件数): 高槻自転車駐車場(自転車 64件) 高槻駅南自転車駐車場(自転車 4件、原付 0件、自動二輪小型0件、自動二輪中型 0件、自動二輪大型 0件) 紺屋町自転車駐車場(自転車 133件、原付 4件) 紺屋町第2自転車駐車場(自転車 38件、原付 4件) 高槻駅北第2自転車駐車場(自転車 27件、原付 16件) 摂津富田駅前自転車駐車場(自転車 119件、原付 32件) 高槻駅北地下自転車駐車場(自転車 58件、原付 0件、自動二輪 0件) 上牧駅自転車駐車場(自転車 52件、原付・自動二輪小型 1件、自動二輪中型 0件、自動二輪大型 0件) 【公園課】 公園駐車場使用料の減免を実施しました。 芥川緑地:441件 【文化スポーツ振興課】 スポーツ施設・公園における駐車場の障がい者割引利用件数 総合スポーツセンター 484件 堤運動広場 94件、庄所運動広場 10件 牧田運動広場 71件、市民プール 2,115件 古曽部防災公園 488件 萩谷総合公園 199件 【服部図書館】 駐車場の利用料金の減免件数101件	成果維持	利用料金の一部減免を行うことで、障がい児者の社会参加の促進を図ります。	
123	3社会参加	(3)社会参加交流	①移動・外出	77	自動車教習費助成	障がい福祉課	身体障がい者手帳所持者が運転免許証を取得した場合に、教習費の一部を助成します。	助成者数:1名	確定	助成者数:1名	成果維持	国の動向を踏まえたあり方の検討が必要です。		
124	3社会参加	(3)社会参加交流	①移動・外出	77	身体障がい者用自動車改造費助成	障がい福祉課	運転免許証で運転できる自動車の種類等が限定されている身体障がい者が、自ら所有し運転する自動車を改造する際に、その経費の一部を助成します。	助成者数:4名	確定	助成者数:2名	成果維持	国の動向を踏まえたあり方の検討が必要です。		
125	3社会参加	(3)社会参加交流	②交流の推進		78	講演会や講座開催による学習機会の充実	人権・男女共同参画課 教育総務課	一般社団法人高槻市人権まちづくり協会や学校園PTA等との協働による人権啓発イベントや、市民に対する講演会や交流会等の開催により、人権課題への理解を深める中で、障がい児者への理解促進を図ります。	【人権・男女共同参画課】 ・人権の意義や重要性について考えとともに、人権課題への理解を深めるため、一般社団法人高槻市人権まちづくり協会と協働して、手話通訳、要約筆記、点字プログラムの設置など、障がいの有無に関わらず参加できるよう配慮しながら、人権講演会「心の豊かさを求めて」(参加者213名)、「平和展」(来場者1,021人)、「人権連続講座」(参加者343人)及び「人権を考える市民のつどい」(来場者436人)を全市的な人権啓発イベントとして開催しました。 【教育総務課】 ・人権に関する現代的課題について理解し、豊かな人権感覚を養うことを目的に、一般社団法人高槻市人権まちづくり協会との協働による「人権教育講座」及び「人権映画会」(計8回開催、参加者537人)を実施しました。 ・人権をテーマにした子育てや人権課題への関心と理解を深めるための「人権問題学習会」を、PTAとの共催により実施しました。(計14回、参加者523人)	確定	【人権・男女共同参画課】 ・人権の意義や重要性について考え、人権課題への理解を深めるため、一般社団法人高槻市人権まちづくり協会と協働して、全市的な人権啓発イベントとして、人権講演会「心の豊かさを求めて」(来場者142名)、「平和展」(参加者966人)、「人権連続講座」(参加者322人)及び「人権を考える市民のつどい」(来場者711人)を開催しました。 【教育総務課】 ・人権に関する現代的課題について理解し、豊かな人権感覚を養うことを目的に、教育委員会主催の「人権ばらえていセミナー」(計5回開催、参加者395人)や、一般社団法人高槻市人権まちづくり協会との協働による「人権教育講座」及び「人権映画会」(計9回開催、参加者741人)を実施しました。 ・人権をテーマにした子育てや人権課題への関心と理解を深めるための「人権問題学習会」を、PTAとの共催により実施しました。(計21回、参加者1,134人)	成果維持	【人権・男女共同参画課】 ・より多くの市民に参加してもらえよう、テーマとする人権課題や講師を選定し、PRの手法を工夫します。 【教育総務課】 ・今後も常に社会情勢の変化や市民ニーズに即した人権教育のテーマを発信し、市民の人権意識の向上を目指します。	【教育総務課】 令和7年度より「内容」修正します。 一般社団法人高槻市人権まちづくり協会との協働による市民を対象とする講演会や交流会等の開催により人権課題への理解を深める中で、障がい児者への理解促進を図ります。
126	3社会参加	(3)社会参加交流	②交流の推進	78	福祉講演会	障がい者福祉センター	福祉講演会を開催し、障がい児者への理解促進を図ります。	講演会等を実施しました。 3回 のべ195人	確定	講演会等を実施しました。 3回 のべ226人	成果維持	多様化するニーズにきめ細かく対応することが課題です。		
127	3社会参加	(3)社会参加交流	②交流の推進		78	地域における懇談会等の実施	地域共生社会推進室	地域住民がお互いに知りあい、ふれあえるきっかけとなるよう、社会福祉協議会や地域の団体等と連携し、地域における懇談会等のさまざまな機会を通じて、住民の障がい児者への理解の促進を図ります。	・住民の障がい児者への理解を促進するため、社会福祉協議会や地域の団体等と連携し、地域の団体が主催する懇談会等の開催を支援しました。 ・「災害時要援護者支援事業」の職員出前講座等の機会を通じて地域で要援護者支援に携わる関係団体や住民の障がい児者への理解を深めました。	確定	・住民の障がい児者への理解を促進するため、社会福祉協議会や地域の団体等と連携し、地域の団体が主催する懇談会等の開催を支援しました。 ・「災害時要援護者支援事業」の職員出前講座等の機会を通じて地域で要援護者支援に携わる関係団体や住民の障がい児者への理解を深めました。	成果維持	地域住民がお互いに知り合い、ふれあえるきっかけとなるよう、社会福祉協議会や地域の団体等と連携し、地域における懇談会等のさまざまな機会を通じて、住民の障がい児者への理解の促進を図ります。	
128	3社会参加	(3)社会参加交流	②交流の推進	78	障がい者成人講座	教育総務課	障がい者団体と共催で、生きる力を育み自己実現につながる講座を開催し、社会参画への意欲の高揚を図ります。	障がい者が生きる力を育み、他者との交流や自己実現につながる講座を開催しました。(計39回開催、参加625人)	確定	障がい者が生きる力を育み、他者との交流や自己実現につながる講座を開催しました。(計47回開催、参加713人)	成果維持	・引き続き障がい者団体と協働して他者との交流や社会参加につなげるための講座を実施します。		

通し 番号	方向性	施策 展開	中見 出し	計画書 掲載頁	施策・事業	担当課	内 容	令和6年度実績	確 定	参考:令和5年度実績	事業 の方	事業の課題や今後の取組	特記事項 (コロナ禍における影響等)
129	3社会 参加	(3)社会 参加交 流	②交流 の推進	78	公民館での講座・講演 会	城内公民館	障がいのある無にかかわらず、講座や講演会に参加できるよう配慮に努めるとともに、障がいのある人もない人も共に交流できる場を提供します。 障がいをテーマとした講座や講演会を開催し、市民への理解促進を図ります。	高槻稲穂塾「手話で広がるハーモニー」(芥川公民館:35人) 全盲のピアニスト永野友樹のピアノライブとトークショー(芥川公民館:69人) 人権名画劇場「ヘレンケラーを知っていますか」(真上公民館:44人) oioiと楽しく笑顔で学ぶ手話体験(富田公民館:39人) 高槻稲穂塾「手話歌の鑑賞と体験」(今城塚公民館:39人) デモ犬ジャーがやってくる！(今城塚公民館:31人) oioiと楽しく学ぶ手話(五領公民館:22人) 盲導犬啓発宣隊 デモ犬ジャー参上！(五領公民館:25人) 高槻稲穂塾「手話で人と未来をつなぐ」手話体験教室(如是公民館:44人) 高槻稲穂塾「てのひらで紡ぐことば・うた」(城内公民館:53人)	確定	oioi(オイオイ)と楽しく学ぶ手話(真上公民館:43人) 高槻稲穂塾「手話歌で学ぶコミュニケーション」(真上公民館:36人) 高槻稲穂塾「手話歌～手話と音楽の奏～」(富田公民館:44人) ハートムービー「山下清物語」(南大冠公民館:27人) 高槻稲穂塾「人権映画鑑賞 ぼくはうみがみたくなりました」(北清水公民館:26人) 高槻稲穂塾「すべての人に旅する楽しみを バリアフリーな旅」(今城塚公民館:43人) ふれあいアップ講座 全盲のミュージシャンによるピアノ演奏とお話(今城塚公民館:24人) ふれあいアップ講座 右手のピアニストによる演奏とお話(磐手公民館:122人)	成果維持	今後も講座等を通じ、市民への理解促進に努めます。	
130	3社会 参加	(3)社会 参加交 流	②交流 の推進	78	社会参加促進事業〔再掲〕	障がい者福祉センター	障がい児者の社会参加の機会の確保及び地域共生社会の実現、社会的障壁の除去に資するよう、自発的な活動の支援を行い、社会活動への参加と自立の促進を図ります。	啓発冊子作成等、実施しました。 啓発事業:10件 研修事業:9件 交流事業:9件 その他 :1件	確定	啓発冊子作成等、実施しました。 啓発事業:9件 研修事業:5件 交流事業:8件 その他 :1件 ※新型コロナウイルス感染症の影響のため、8事業を中止しました。	成果維持	多様化するニーズにきめ細かく対応することが課題であり、適切な情報提供に努めます。	
131	3社会 参加	(3)社会 参加交 流	②交流 の推進	78	地域活動拠点の利用 促進	コミュニティ推進室	利用者が活動しやすいように環境を整備し、安全で安心して施設を利用できるよう維持管理を行うことで、障がい者を含む全ての住民の利用を促進します。	コミュニティセンターの老朽化に伴う維持補修を行い、施設の利用環境を整備することで障がい者を含む全ての住民の利用促進に努めた。 【コミュニティセンター利用人数】 371,561人	確定	コミュニティセンターの老朽化に伴う維持補修を行い、施設の利用環境を整備することで障がい者を含む全ての住民の利用促進に努めた。 【コミュニティセンター利用人数】 350,466人	成果維持	多くのコミュニティセンターで老朽化が進んでおり、計画的な維持補修が必要である。	
132	3社会 参加	(3)社会 参加交 流	②交流 の推進	79	地域の居場所・交流の 場の利用促進	地域共生社会推進室	社会福祉協議会と共に、誰もが気軽に参加することのできる地域の居場所や交流の場の利用促進を図るとともに、専門職と住民をつなぐ場とするなど、活用を図ります。	・年齢や障がいの有無に関係なく誰もが気軽に集い・交流できる「ふれあい喫茶」(地区福祉委員会主催)等の利用促進を図るため、ホームページや冊子などの媒体を通じて周知を行いました。	確定	年齢や障がいの有無に関係なく誰もが気軽に集い・交流できる「ふれあい喫茶」(地区福祉委員会主催)等の利用促進を図るため、ホームページや冊子などの媒体を通じて周知を行いました。	成果維持	社会福祉協議会と共に、誰もが気軽に参加することのできる地域の居場所や交流の場の利用促進を図るとともに、専門職と住民をつなぐ場とするなど、活用を図ります。	
133	3社会 参加	(3)社会 参加交 流	③文化 芸術ス ポーツ	79	文化芸術活動への支 援	文化スポーツ振興課 障がい者福祉センター	障がい者の文化活動や創作活動の促進を図るため、鑑賞や作品発表の機会を創出します。 また、障がい者福祉センターにおいても、文化教室で製作した作品を展示します。	【文化スポーツ振興課】 俳句、絵画、写真などの創作活動を行う計67団体に活動成果を発表する場を提供し、障がい者を含めた市民が主体的に文化・芸術活動ができるよう支援を行いました。 【文化スポーツ振興課】 障がい者のための和太鼓体験を(公財)高槻市文化スポーツ振興事業団と障がい者団体との協力で開催。 また、TakatsukiArtChallenge～創造するチカラ～を高槻城公園芸術文化劇場南館中スタジオ4で同事業団と共同主催。市内で活動する障がいのあるアーティスト30名の作品を展示しました。 【障がい者福祉センター】 創作・文化教室の利用者が作製した作品を館内で展示しました。	確定	【文化スポーツ振興課】 俳句、絵画、写真などの創作活動を行う計67団体に活動成果を発表する場を提供し、障がい者を含めた市民が主体的に文化・芸術活動ができるよう支援を行いました。 【文化スポーツ振興課】 障がい者のための和太鼓体験を(公財)高槻市文化スポーツ振興事業団と障がい者団体との協力で開催。 また、TakatsukiArtChallenge～創造するチカラ～を高槻城公園芸術文化劇場南館中スタジオ4で同事業団と共同主催。市内在住の障がいのある作家14名の作品を展示しました。 【障がい者福祉センター】 創作・文化教室の利用者が作製した作品を館内で展示しました。	成果維持	【文化スポーツ振興課】 令和3年度～12年度を計画期間とした「第2期高槻市文化振興ビジョン」に基づき、これまでの取組を活かしながら障がい者に対する機会の提供の拡充を図ります。 【障がい者福祉センター】 障がいのある人もない人もともに楽しみながら、交流を深め、また障がいの特性について理解を深めていただけるよう、実行委員会において工夫する必要があります。	
134	3社会 参加	(3)社会 参加交 流	③文化 芸術ス ポーツ	79	スポーツ・レクリエー ション活動への支援	文化スポーツ振興課 障がい者福祉センター	障がい者スポーツ振興懇話会における論議を踏まえ、ふれあいプールレクリエーション、ふれあいレクリエーションスポーツなど、スポーツの場の提供と体力づくり、仲間づくりの推進を図ります。 実行委員会の一員として、市民ふれあい運動会を実施し、障がい児者の健康増進と、スポーツを通じての障がい児者と健常者の交流や、障がいに対する意識の啓発を行います。	【文化スポーツ振興課】 スポーツの場の提供と体力づくり、仲間づくりの推進を図りました。 ・ふれあいプールレクリエーション 令和6年7月9日:参加者数79名 ・ふれあいレクリエーションスポーツの集い 令和7年3月14日:参加者数121名 【障がい者福祉センター】 実行委員会の一員として、市民ふれあい運動会を実施し、50m走や車椅子・バギー競争、輪投げリレー等により障がい児者と健常者の交流や、障がいに対する意識の啓発を行いました。 開催日 :令和6年10月6日(日) 開催場所:高槻第一中学校グラウンド 参加人数:約600人	確定	【文化スポーツ振興課】 スポーツの場の提供と体力づくり、仲間づくりの推進を図りました。 ・ふれあいプールレクリエーション 令和5年7月11日:参加者65名 ・ふれあいレクリエーションスポーツの集い 令和6年3月15日:参加者数106名 【障がい者福祉センター】 雨天のため、下記事業を中止しました。 ・市民ふれあい運動会	成果維持	【文化スポーツ振興課】 参加人数の拡大のため、周知方法・時期、より参加しやすい種目を検討する必要があります。 【障がい者福祉センター】 一般の市民の参加も増やし、より効果的な啓発・研修・交流事業を行うことが望まれます。	
135	3社会 参加	(3)社会 参加交 流	③文化 芸術ス ポーツ	79	スポーツ教室の推進	文化スポーツ振興課	障がい者スポーツ指導員の資格を有する指導者を配置し、総合体育館・古曽部防災公園体育館での障がい者スポーツ教室、市民プールでの水泳教室などを推進します。	【文化スポーツ振興課】 総合体育館・古曽部防災公園体育館で障がい者スポーツ教室、市民プールで水泳教室等を実施しました。 ・身体障がい者スイミング:30回 延べ参加人数:163人 ・肢体不自由児・者スイミング:30回 延べ参加人数:223人 ・知的障がい児親子スイミング:30回 延べ参加人数:443人 ・知的障がい者スイミング:30回 延べ参加人数:437人 ・障がい児親子体操教室(総合体育館):20回 延べ参加人数:204人 ・障がい児・者スポーツ教室(総合体育館):20回 延べ参加人数:218人 ・障がい児親子体育教室(古曽部):20回 延べ参加人数:198人 ・障がい児・者スポーツ教室(古曽部):20回 延べ参加人数:84人	確定	【文化スポーツ振興課】 総合体育館・古曽部防災公園体育館で障がい者スポーツ教室、市民プールで水泳教室等を実施しました。 ・身体障がい者スイミング:30回 延べ参加人数:48人 ・肢体不自由児・者スイミング:30回 延べ参加人数:173人 ・知的障がい児親子スイミング:30回 延べ参加人数:251人 ・知的障がい者スイミング:30回 延べ参加人数:437人 ・障がい児親子体操教室(総合体育館):20回 延べ参加人数:191人 ・障がい児・者スポーツ教室(総合体育館):20回 延べ参加人数:213人 ・障がい児親子体育教室(古曽部):20回 延べ参加人数:320人 ・障がい児・者スポーツ教室(古曽部):20回 延べ参加人数:101人	成果維持	参加人数の拡大のため、チラシ配布やインターネット等を活用した広報を行います。	
136	3社会 参加	(3)社会 参加交 流	③文化 芸術ス ポーツ	79	福祉展	障がい者福祉センター	障がい者週間に合わせ、福祉展を開催し、作品展示、事業所で作成した商品の展示販売、パネル展示、冊子配布、講演会、映画会、街かど安全点検・体験ワークショップ等による啓発活動を行います。	実行委員会の一員として福祉展を開催し、パネル展示や作品展示等により啓発活動等を実施しました。 開催日 :令和6年11月30日(土)～12月1日(日) 開催場所:高槻市立生涯学習センター 参加人数:約1,400人	確定	実行委員会の一員として福祉展を開催し、パネル展示や作品展示等により啓発活動等を実施しました。 開催日 :令和5年12月2日(土)～12月3日(日) 開催場所:高槻市立生涯学習センター 参加人数:約1,200人	成果維持	一般の市民の参加を増やし、より効果的な啓発・研修・交流事業を行うこと、また、実行委員会がより主体的に事業を実施することが望まれます。	

通し 番号	方向性	施策 展開	中見 出し	計画書 掲載頁	施策・事業	担当課	内 容	令和6年度実績	確 定	参考:令和5年度実績	事業 の方	事業の課題や今後の取組	特記事項 (コロナ禍における影響等)
137	3社会 参加	(3)社会 参加交 流	③文化 芸術ス ポーツ		80 デイサービス事業(地 域活動支援センターⅡ 型)	障がい者福祉セ ンター	在宅の障がい者(原則18歳以上65歳未満の人)に対して、 機能・社会適応訓練(レクリエーション、スポーツ、社会交流、 リハビリテーションなど)、創作・文化教室(陶芸、編物、書道、 絵画、パソコン体験など)を実施します。	障がい者福祉センター(ゆうあいセンター)において、機能・社会適 応訓練等の教室を実施しました。 機能・社会適応訓練室利用者数:延べ761人 創作・文化教室利用者数:延べ870人 陶芸 知的=107人、身体・精神・難病=79人 編物 身体・精神・難病=29人 書道 知的=139人、身体・精神・難病=65人 絵画 知的=127人、身体・精神・難病=32人 パソコン体験 知的=128人、身体・精神・難病=164人	確定	障がい者福祉センター(ゆうあいセンター)において、機能・社会適応訓 練等の教室を実施しました。 機能・社会適応訓練室利用者数:延べ796人 創作・文化教室利用者数:延べ948人 陶芸 知的=136人、身体・精神・難病=108人 編物 身体・精神・難病=33人 書道 知的=138人、身体・精神・難病=73人 絵画 知的=115人、身体・精神・難病=61人 パソコン体験 知的=142人、身体・精神・難病=142人	成果維 持	より充実したデイサービスを提供するために、健 康面、精神面など多面的な支援を行う必要があり ます。特に、重症心身障がい者リハビリテーショ ンについて、円滑な実施により支援を継続する必 要があります。	
138	3社会 参加	(3)社会 参加交 流	③文化 芸術ス ポーツ		80 図書館における文化活 動の振興	各図書館	障がいのある人もない人も共に楽しむボランティアによる朗 読会を行います。 小寺池図書館において、対面朗読や音訳のためのボランティ ア養成講座を行います。	・ボランティアグループなどによる朗読会を開催しました。 中央図書館(2回)51人 小寺池図書館(12回)523人 芝生図書館(5回)51人 阿武山図書館(2回)47人 服部図書館(1回)40人 ・小寺池図書館において、対面朗読や音訳ボランティアを対象にブラ ッシュアップ講座を実施しました。 対面朗読ブラッシュアップ講座(1回)19人 音訳ブラッシュアップ講座(1回)12人	確定	・ボランティアグループなどによる朗読会を開催しました。 中央図書館(2回)73人 小寺池図書館(12回)473人 芝生図書館(4回)27人 阿武山図書館(2回)58人 服部図書館(1回)31人 ・小寺池図書館において、対面朗読や音訳ボランティアを対象にブラ ッシュアップ講座を実施しました。 対面朗読ブラッシュアップ講座(2回)26人 音訳ブラッシュアップ講座(1回)17人	成果維 持	引き続き障がいのある人となない人が共に楽しめ る朗読会を開催します。また、朗読・音訳ボラン ティアの養成及び技術の向上に継続して取り組 みます。	
139	4やさし いまち	(1)生活 環境	①地域 におけ る福祉 活動		81 ボランティア活動の推 進	地域共生社会推 進室	ボランティア情報の発信・啓発や活動者の育成、相談、コー ディネート等を行うボランティア・市民活動センターへの支援 を行い、ボランティア活動の参加促進と活性化を図ります。	・社会福祉協議会に対して、ボランティア・市民活動センターの事務 所の提供や運営助成を行うとともに、ボランティア・市民活動セン ター運営委員会委員として、同センターが実施する事業に係る協力・後援等の支援を行うなど、ボランティア活動の推進に努めまし た。 ・ボランティア活動の参加促進を図るため、実際に活動されている 方々へのインタビューを含めた特集記事を市広報誌に掲載しまし た。 ・地域福祉会館に設けたボランティア・市民活動センター活動室を 活用し、ボランティアの交流の場を充実し、活動を支援しました。 ・ボランティア講座や職員出前講座において、ボランティア・市民活 動センターやボランティアグループの紹介などを行いました。	確定	・社会福祉協議会に対して、ボランティア・市民活動センターの事務所 の提供や運営助成を行うとともに、ボランティア・市民活動センター運 営委員会委員として、同センターが実施する事業に係る協力・後援等 の支援を行うなど、ボランティア活動の推進に努めました。 ・地域福祉会館に設けたボランティア・市民活動センター活動室を活用 し、ボランティアの交流の場を充実し、活動を支援しました。 ・ボランティア講座や職員出前講座において、ボランティア・市民活動セ ンターやボランティアグループの紹介などを行いました。	成果維 持	市民の地域福祉活動への理解を深めるため、同 センターが実施する地域福祉推進に関する事業 を支援します。	
140	4やさし いまち	(1)生活 環境	①地域 におけ る福祉 活動		81 地域における人材の育 成	障がい者福祉セ ンター 城内公民館 小寺池図書館 地域共生社会推 進室	市民に対して、手話講習会、点字講習会、手話通訳者養成講 座、ボランティア体験講座等を実施します。 公民館を拠点に活動している手話サークル、朗読ボランティ アグループに対し活動の場・機会を提供し、障がいのある人 となない人の交流につなげます。 小寺池図書館において、対面朗読や音訳のためのボランティ ア養成講座を行います。 社会福祉協議会と合同で、地域での支え合いの取組を推進 することを目的として、地域で福祉活動に携わる人や専門職 のネットワーク強化等のための研修を実施します。	【障がい者福祉センター】 ・手話講習会(基礎コース)受講者数:49人 ・手話通訳者養成ステップアップ講座受講者数:2人 ・点字・点訳講習会受講者:16人 ・ボランティア体験講座受講者:7人 ・要約筆記ボランティア講座受講者数:15人 【公民館】 食館を通じて手話や朗読、自具制作等のボランティア活動を行っ ているグループへ活動の場を提供しました。 【図書館】 小寺池図書館において、対面朗読や音訳ボランティアを対象にブラ ッシュアップ講座を実施しました。 対面朗読ブラッシュアップ講座(1回)19人 音訳ブラッシュアップ講座(1回)12人 〈再掲〉 【地域共生社会推進室】 ・社会福祉協議会と共に、地域での支え合いの取組を推進すること を目的として、民生委員児童委員、地区福祉委員会を対象とした合 同研修を実施しました。 ・災害時要援護者支援の取組等を通じて、地域での支えあい・助け 合いの意識醸成を図りました。	確定	【障がい者福祉センター】 ・手話講習会(基礎コース)受講者数:45人 ・手話通訳者養成ステップアップ講座受講者数:10人 ・点字・点訳講習会受講者:18人 ・ボランティア体験講座受講者:13人 ・要約筆記ボランティア講座受講者数:6人 【公民館】 食館を通じて手話や朗読、自具制作等のボランティア活動を行っ ているグループへ活動の場を提供しました。 【図書館】 小寺池図書館において、対面朗読や音訳ボランティアを対象にブラ ッシュアップ講座を実施しました。 対面朗読ブラッシュアップ講座(2回)26人 音訳ブラッシュアップ講座(1回)17人 【地域共生社会推進室】 ・社会福祉協議会と共に、地域での支え合いの取組を推進すること を目的として、民生委員児童委員、地区福祉委員会を対象とした合同 研修を実施しました。 ・災害時要援護者支援の取組等を通じて、地域での支えあい・助け 合いの意識醸成を図りました。	成果維 持	【障がい者福祉センター】 手話・要約筆記・点字・点訳技術取得者につい て、福祉施策の担い手となるよう、養成に取り組 みます。 【公民館】 今後も活動の場・機会の提供に努めます。 【図書館】 朗読・音訳ボランティアの養成及び技術の向上に 継続して取り組みます。 〈再掲〉 【地域共生社会推進室】 地域での支え合いの取組を推進することを目的 として、引き続き地域で福祉活動に携わる人を対 象とした研修を実施します。	
141	4やさし いまち	(1)生活 環境	①地域 におけ る福祉 活動		81 市民公益活動促進	コミュニティ推 進室 地域共生社会推 進室	市民の主体的な公益活動を支援することを共通目的とする 市民公益活動サポートセンターとボランティア・市民活動セン ターの連携・協力が図れるよう支援します。	【コミュニティ推進室】 市民公益活動サポートセンター管理運営委員会が行う「協働推進 事業」を支援するとともに、同サポートセンターとボランティア・市民 活動センターとの連携・協力がより一層図れるよう支援した。 ・たかつきNPO協働フェスタ 実施回数1回 参加者約1,000人 ・高槻まちづくり塾 実施回数1回 参加者62人 ・協働プラザ 利用者数 3,267人 【地域共生社会推進室】 市民公益活動サポートセンターとボランティア・市民活動センターの 連携・協力が図れるよう支援しました。	確定	【コミュニティ推進室】 市民公益活動サポートセンター管理運営委員会が行う「協働推進事 業」を支援するとともに、同サポートセンターとボランティア・市民活動セ ンターとの連携・協力がより一層図れるよう支援した。 ・たかつきNPO協働フェスタ/高槻まちづくり塾(同時開催) 実施回数1回 参加者1,100人 ・協働プラザ 利用者数 3,015人 【地域共生社会推進室】 市民公益活動サポートセンターとボランティア・市民活動センターの連 携・協力が図れるよう支援しました。	成果維 持	【コミュニティ推進室】 市民公益活動サポートセンター管理運営委員会 が行う「協働推進事業」を支援するとともに、同サ ポートセンターとボランティア・市民活動セン ターとの連携・協力がより一層図れるよう支援する。 【地域共生社会推進室】 引き続き、社会福祉協議会の活動に対して支援 を行います。	
142	4やさし いまち	(1)生活 環境	①地域 におけ る福祉 活動		82 社会福祉協議会の活 動への支援	地域共生社会推 進室	コミュニティソーシャルワーク事業のほか、小地域ネットワ ーク事業や日常生活自立支援事業、その他の福祉活動の担い 手である社会福祉協議会の活動に対していっそうの支援を行 い、市や事業者が担う相談支援事業等との連携を図ります。 す。	コミュニティソーシャルワーク事業、小地域ネットワーク事業、日常生 活自立支援事業、その他の福祉活動の担い手である社会福祉協 議会の活動に対して一層の支援を行い、市や事業者が担う相談支 援事業等との連携を図りました。	確定	コミュニティソーシャルワーク事業、小地域ネットワーク事業、日常生 活自立支援事業、その他の福祉活動の担い手である社会福祉協議会 の活動に対して一層の支援を行い、市や事業者が担う相談支援事業等 との連携を図りました。	成果維 持	引き続き、社会福祉協議会の活動に対して支援 を行います。	
143	4やさし いまち	(1)生活 環境	①地域 におけ る福祉 活動		82 施策・方針検討の場へ の参画の促進	地域共生社会推 進室	社会福祉審議会等に障がい者団体等からの参画を図りま す。	社会福祉審議会等に障がい者団体等からの参画を図りました。	確定	社会福祉審議会等に障がい者団体等からの参画を図りました。	成果維 持	引き続き、社会福祉審議会等に障がい者団体等 からの参画を図ります。	
144	4やさし いまち	(1)生活 環境	②バ リアフ リー		82 バリアフリー推進協議 会等の運営	都市づくり推進 課	「バリアフリー法」に基づく協議会等の運営を継続し、引き続 き障がい者等の参画を図ります。	障がい者を含む市民や学識経験者、交通事業者等から構成される 「高槻市バリアフリー推進協議会」を開催し、各種事業メニューの進 捗状況等について協議を行った。	確定	障がい者を含む市民や学識経験者、交通事業者等から構成される「高 槻市バリアフリー推進協議会」の開催時期を年度末から年度始めに見 直しを行い、令和6年度始めでの開催に向けた準備・関係機関との調 整を行った。	成果維 持	今後も、障がい者を含む市民や学識経験者、交 通事業者等から構成される「高槻市バリアフ リー推進協議会」において、高槻市バリアフ リー基本構想に基づく各種事業の進捗状況、今後の予定 等について協議・調整します。	

通し 番号	方向性	施策 展開	中見 出し	計画書 掲載頁	施策・事業	担当課	内 容	令和6年度実績	確 定	参考:令和5年度実績	事業 の方	事業の課題や今後の取組	特記事項 (コロナ禍における影響等)
145	4やさしいまち	(1)生活環境	②バリアフリー		82 高槻市バリアフリー基本構想に基づく整備事業	道路課 審査指導課	「高槻市バリアフリー基本構想」に基づき特定事業によるハード整備を行います。 「高槻市バリアフリー基本構想」に位置づけられた生活関連施設の施設管理者に対して、バリアフリー化に向けた啓発に取り組めます。	【審査指導課】 バリアフリー基本構想の建築物特定事業として、6件の建築物の建築物特定施設の改修が行われました。 バリアフリー基本構想推進協議会にて委員から挙がった意見を対象施設管理者に情報提供しました。 【道路課】 特になし	確定	【審査指導課】 バリアフリー基本構想の建築物特定事業として、3件の建築物の建築物特定施設の改修が行われました。 バリアフリー基本構想推進協議会にて委員から挙がった意見を対象施設管理者に情報提供しました。 【道路課】 特になし	成果維持	【審査指導課】 引き続き、バリアフリー基本構想推進協議会で挙げられた意見等につきましては対象施設管理者に情報提供して参ります。 【道路課】 「高槻市バリアフリー基本構想」に基づく特定事業の整備を継続的に取り組みます。	
146	4やさしいまち	(1)生活環境	②バリアフリー		82 市庁舎管理事業	総務課	市庁舎内の設備等について、障がい者への配慮に努めるとともに、バリアフリー化等についても研究や検討を進めます。	総合センター 8階～11階のトイレを洋式化した。 また、総合センター 9階、11階の多目的トイレを改修し、オストメイト対応設備を設置した。	確定	総合センター12階～15階のトイレを洋式化した。 また、総合センター13階、15階の多目的トイレを改修し、オストメイト対応設備を設置した。	成果維持	総合センターのトイレについて順次洋式トイレに改修する。	
147	4やさしいまち	(1)生活環境	②バリアフリー		82 違法駐車・放置自転車の解消に向けた取組	管理課	違法駐車が著しく多い路線を違法駐車防止重点路線として指定し、違法駐車等防止指導員を配置し、高槻警察署と連携し、駐車場への車両誘導や助言・啓発活動を行うことにより、違法駐車を解消を図ります。 これまでの駅周辺における放置自転車対策を継続しながら「たかつき自転車まちづくり向上計画」に基づく駐輪対策を実施し、放置自転車の解消を図ります。	・けやき大通り及びアクトアモレー南側の違法駐車等防止重点2路線に年間延べ126人の防止指導員を配置しました。 ・瞬間駐車台数は、事前調査時に比べ昨年度と同様に70%減少しました。 ・令和6年度放置自転車撤去台数:1,175台	確定	・けやき大通り及びアクトアモレー南側の違法駐車等防止重点2路線に年間延べ126人の防止指導員を配置しました。 ・瞬間駐車台数は、事前調査時に比べ70%減少し、また前年度比では3%減少しました。 ・令和5年度放置自転車撤去台数:1,456台	成果維持	高槻警察署管内に導入されている駐車監視員と引き続き協働するとともに、啓発活動については一定の成果が得られていることから、アクトアモレー南側のみに集中して活動を実施します。今後も他の違法駐車等防止活動重点路線の駐車状況を判断したうえで、取組を進めます。今後も放置自転車が多い区域を見定めて常駐指導員を配置するなど、放置自転車の効果的な削減に努めます。	
148	4やさしいまち	(1)生活環境	②バリアフリー		83 バス停留所の整備	運輸課	車いすの乗降可能なバス停について、今後とも道路管理者への要望を行うなど拡大に努めます。また、安全性と快適性を提供する上屋テント・ベンチの設置などバス停施設の充実に努めます。	上屋の更新:3箇所 ベンチの設置及び交換:2箇所7基 点字ブロックの設置:1箇所 バス停照明(更新):1基LED化	確定	上屋テント:5箇所設置 ベンチ:5基設置 転落防止柵:2セット設置 バス停照明(更新):1基LED化	成果維持	車いすの乗降可能なバス停について、今後とも道路管理者への要望を行う等拡大に努めます。また、安全性と快適性を提供する上屋テント・ベンチの設置等バス停施設の拡充に努めます。	
149	4やさしいまち	(1)生活環境	②バリアフリー		83 公民館のバリアフリー化	城内公民館	改修工事等を通じ、公民館のバリアフリー化を図ります。	内部改修工事は実施していません。	確定	内部改修工事は実施していません。	成果維持	今後も改修工事を通じ、公民館のバリアフリー化に努めます。	
150	4やさしいまち	(1)生活環境	③居住環境		83 重度障がい児者住宅改造助成事業	障がい福祉課	重度の障がい児者が日常生活の基盤である住宅を安全かつ利便に優れたものに改造するための費用の一部を助成します。	住み慣れた自宅で、自立し、安心して生活できるような環境整備のために、住宅改造費を助成しました。 助成者数:1名	確定	住み慣れた自宅で、自立し、安心して生活できるような環境整備のために、住宅改造費を助成しました。 助成者数:3名	成果維持	引き続き、支援を必要とする障がい者個々の状況に応じて適切な支給決定を行います。	
151	4やさしいまち	(1)生活環境	③居住環境		83 市営住宅におけるバリアフリー化の促進	住宅課	市営住宅の整備・改築にあたっては、手すりの設置、段差の解消など、バリアフリー住宅の整備促進に努めます。	富寿栄住宅建替事業において、引き続きバリアフリー化の整備を進めている。	確定	富寿栄住宅建替事業において、通路や階段などの共用部や専用部において、関係法令等に基づき手すり、スロープ及びエレベーターなど整備し、バリアフリー化に努めた。	成果維持	建替後の富寿栄住宅についてはバリアフリーとなります。	
152	4やさしいまち	(1)生活環境	③居住環境		83 住宅施策に関する情報提供	住宅課	住み慣れた住宅で、生涯を通じて安全で快適に住み続けられるよう、住まいのバリアフリー化や各種支援制度・施策に関する積極的な情報提供や啓発活動を行います。	住まいのバリアフリー化等の住宅リフォームや「大阪府住宅リフォームマイスター制度」について、窓口・ホームページ等での情報提供を行いました。	確定	住まいのバリアフリー化等の住宅リフォームや「大阪府住宅リフォームマイスター制度」について、窓口・ホームページ等での情報提供を行いました。	成果維持	今後も情報提供を継続します。	
153	4やさしいまち	(1)生活環境	③居住環境		83 市営住宅における優先入居等の実施	住宅課	障がい者等の自立した生活を支援するため、それぞれの必要性に応じて、既存の市営住宅の提供に柔軟に対応していきます。 市営住宅を活用したグループホームの開設について、条件整備等の研究を進めます。	・市営住宅における優先入居の実績はありません。 ・市営住宅の空き住戸1戸において、知的障がい者のグループホームとしての使用許可(更新)を行いました。	確定	・市営住宅における優先入居の実績はありません。 ・市営住宅の空き住戸1戸において、知的障がい者のグループホームとしての使用許可(更新)を行いました。	成果維持	・今後も必要性や市営住宅の空き状況等に応じて、市営住宅の提供に柔軟に対応していきます。 ・今後の市営住宅のグループホームとしてのあり方について検討します。	
154	4やさしいまち	(1)生活環境	③居住環境		83 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録等	住宅課	障がい者等の民間賃貸住宅への円滑入居を図るため、障がい者等の入居を拒まない住宅等「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅」の登録促進とその情報提供に努めます。	「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅」について窓口・ホームページ等での情報提供を行いました。 市内の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅170棟2,057戸【令和6年度末時点】	確定	大阪府と協力して開催した「空家の管理・活用セミナー」にて、「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅」について周知を行ったほか、窓口・ホームページ等での情報提供を行いました。 市内の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅168棟2,114戸【令和5年度末時点】	成果維持	令和7年度の住宅セーフティネット法改正に伴い、住宅セーフティネット制度等の整備を行うとともに、引き続き窓口やホームページ等での情報提供を継続します。	
155	4やさしいまち	(2)安全対策	①防災対策		84 防災体制の整備	危機管理室	防災体制の充実・強化を図るため、地域防災計画や業務継続計画の修正等を行います。また、備蓄物資の更新・拡充に努めます。	高槻市業務継続計画(BCP)及び高槻市受援計画の修正を行いました。また、備蓄物資の適切な管理・更新を図りました。	確定	高槻市地域防災計画の修正を行いました。また、備蓄物資の適切な管理・更新を図りました。	成果維持	引き続き、国及び府における法改正に伴う計画の修正等を踏まえ、本市における計画等の修正を行うとともに、備蓄物資の適切な管理・更新に努めます。	
156	4やさしいまち	(2)安全対策	①防災対策		84 避難所での福祉的な配慮	危機管理室 地域共生社会推進室	避難所の開設・運営において福祉的な配慮がなされるよう、方面隊(市職員)や地域と連携し防災訓練等を実施することにより、円滑な避難所運営に取り組みます。	【危機管理室・地域共生社会推進室】 ・避難所の開設・運営において、福祉的な配慮がなされるよう、方面隊(避難所で従事する市職員)や地域と連携した防災訓練を実施し、要援護者に対する配慮事項や理解に関する啓発を行うなど、円滑な避難所運営に向けた取組を行いました。 ・大阪DWAT(災害派遣福祉チーム)を講師として招聘し、要援護者情報提供団体をはじめ、地域で防災・減災に関わる団体を広く対象とした避難所生活等における要援護者への福祉的配慮やケアマネジメントを学ぶ講演研修会を実施しました。	確定	【危機管理室・地域共生社会推進室】 避難所の開設・運営において、福祉的な配慮がなされるよう、方面隊(避難所で従事する市職員)や地域と連携した防災訓練を実施し、要援護者に対する配慮事項や理解に関する啓発を行うなど、円滑な避難所運営に向けた取組を行いました。	成果維持	【危機管理室】 今後も引き続き、防災訓練や職員出前講座等の実施を通じて、要援護者に対する配慮事項や理解に関する啓発に努めます。 【地域共生社会推進室】 引き続き、防災訓練等を実施することにより、避難所における福祉的な配慮と円滑な避難所運営に取り組みます。	
157	4やさしいまち	(2)安全対策	①防災対策		84 防災情報の伝達 [再掲]	危機管理室	防災行政無線や広報車、市ホームページ、緊急速報メール、公式ツイッターをはじめとする各種SNS等を活用し、防災情報の迅速かつ適切な発信に努めるとともに、情報伝達手段の充実を図ります。	市ホームページ、緊急速報メール、防災情報X及び市公式ライン、障がい者・高齢者を対象とした緊急・災害情報伝達サービス並びに防災行政無線等を運用し、防災情報の迅速かつ適切な発信に努めました。	確定	市ホームページ、緊急速報メール、防災情報X(旧ツイッター)及び市公式ライン、障がい者・高齢者を対象とした緊急・災害情報伝達サービス並びに防災行政無線等を運用し、防災情報の迅速かつ適切な発信に努めました。	成果維持	情報伝達手段を有効活用し、引き続き防災情報の迅速かつ適切な発信に努めます。	

通し 番号	方向性	施策 展開	中見 出し	計画書 掲載頁	施策・事業	担当課	内 容	令和6年度実績	確 定	参考:令和5年度実績	事業 の方	事業の課題や今後の取組	特記事項 (コロナ禍における影響等)
158	4やさしいまち	(2)安全対策	①防災対策		84 災害時要援護者支援	地域共生社会推進室	民生委員児童委員、地区福祉委員会、地区コミュニティ等の地域の団体に対する災害時要援護者情報の提供を進め、地域の団体との連携・協力のもと、要援護者支援体制の整備を図ります。	・要援護者の同意に基づき、民生委員児童委員、地区福祉委員会、地区コミュニティ等の地域の団体に対する要援護者情報の提供を行いました。 ・災害時要援護者支援体制の一層の整備に向けて、地域の活動団体や福祉サービス等事業者などが参画するコミュニティ防災ワークショップを実施し、各団体間での相互理解を深めつつ、協力体制の必要性について、認識の共有を図りました。 ・大阪DWAT(災害派遣福祉チーム)を講師として招聘し、要援護者情報提供団体をはじめ、地域で防災・減災に関わる団体を広く対象とした講演研修会を実施しました。 ・要援護者の避難の実効性を高めるため、令和6年度高槻市市民避難訓練にあわせて、要援護者避難支援等訓練を実施しました。	確定	・要援護者の同意に基づき、民生委員児童委員、地区福祉委員会、地区コミュニティ等の地域の団体に対する要援護者情報の提供を行いました。 ・災害時要援護者支援体制の一層の整備に向けて、地域の活動団体や福祉サービス等事業者などが参画するコミュニティ防災ワークショップを実施し、各団体間での相互理解を深めつつ、協力体制の必要性について、認識の共有を図りました。	成果維持	民生委員児童委員、地区福祉委員会、地区コミュニティ等の地域の団体に対する災害時要援護者情報の提供を進め、地域の団体との連携・協力のもと、要援護者支援体制の整備を図ります。	
159	4やさしいまち	(2)安全対策	①防災対策		84 相談支援機関や事業所等との連携	地域共生社会推進室	災害時に災害時要援護者の支援を効果的に行うため、日頃から要援護者の状況を把握している相談支援機関や事業所等との連携を図ります。また、福祉施設の協力を得て、避難所生活が困難な、特に福祉的配慮が必要な要援護者の受入れを行う二次避難所の確保などの体制整備に努めます。	・災害時要援護者支援体制の一層の整備に向けて、地域の活動団体や福祉サービス等事業者などが参画するコミュニティ防災ワークショップの実施などを通じて、相談支援機関や事業所等との連携推進を図りました。	確定	・災害時要援護者支援体制の一層の整備に向けて、地域の活動団体や福祉サービス等事業者などが参画するコミュニティ防災ワークショップの実施などを通じて、相談支援機関や事業所等との連携推進を図りました。	成果維持	災害時に災害時要援護者の支援を効果的に行うため、日頃から要援護者の状況を把握している相談支援機関や事業所等との連携を図ります。また、福祉施設の協力を得て、避難所生活が困難な、特に福祉的配慮が必要な要援護者の受入れを行う二次避難所の確保などの体制整備に努めます。	
160	4やさしいまち	(2)安全対策	①防災対策		84 地域での災害時要援護者支援活動の推進	地域共生社会推進室	災害時要援護者の支援を円滑に行うため、地域の要援護者支援訓練や、平常時からの地域での助け合いの体制づくりを支援するなど、要援護者支援活動の推進と地域防災力の向上を図ります。	地域で要援護者の方との顔の見える関係づくりを進めるため、地域の団体が主催する懇談会の開催に向けて支援を行ったほか、災害時要援護者事業や障がい者理解に関する出前講座を実施するなど、地域での要援護者支援活動等の推進を支援しました。	確定	地域で要援護者の方との顔の見える関係づくりを進めるため、地域の団体が主催する懇談会の開催に向けて支援を行ったほか、災害時要援護者事業や障がい者理解に関する出前講座を実施するなど、地域での要援護者支援活動等の推進を支援しました。	成果維持	災害時要援護者の支援を円滑に行うため、地域の要援護者支援訓練や、平常時からの地域での助け合いの体制づくりを支援するなど、要援護者支援活動の推進と地域防災力の向上を図ります。	
161	4やさしいまち	(2)安全対策	①防災対策		85 難病患者の災害時対策	保健予防課	人工呼吸器等を装着した在宅療養中の難病患者等を対象に災害時のリスク低減に向けた「減災手帳」を使用し、平時から災害時対策の意識向上に努めます。また、他の難病患者に対しても災害時対策についての意識づけを行います。	・人工呼吸器等を装着した在宅療養中の難病患者を対象に、災害時のリスク低減に向けた「減災手帳」の作成支援及び内容の更新を行った。 ・難病法に基づく医療費助成の申請時に災害時対策のチラシを配布し、啓発を行った。 ・減災手帳利用対象者11名	確定	・減災手帳配布者、患者や家族に対し、訪問時等の機会の中で、個別の記載内容の確認や見直しを実施。 ・医療費助成の手続き時に災害時対策の啓発を実施。関係機関に聞き取りを行い、減災手帳の更新、周知を行った。 ・対象者10名	成果維持	人工呼吸器等を装着した在宅療養中の難病患者を対象に、災害時のリスク低減に向けた「減災手帳」を利用し、災害時対策の意識向上に努めます。また、他の難病患者に対しても災害時対策の啓発を行います。	
162	4やさしいまち	(2)安全対策	①防災対策		85 緊急情報システムなどの充実 【再掲】	指令調査室 障がい福祉課	FAX119やメール119の受信体制を高機能化し、Net119を運用します。あわせて、災害時要援護者情報を指令台に反映させた「消防指令センター」の効果的な運用を行います。救急要請時に聴覚障がいのある人からの求めがあった場合の手話通訳者の派遣について、対応可能な体制の継続的な確保に努めます。	【指令調査室】 ・最新の災害時要援護者情報を活用した消防活動を実施しています。 ・登録制で運用しているメール119の登録者数は66名、Net119緊急通報システムの登録者数は66名。 ・平成25年6月3日から運用を開始した消防救急デジタル無線システムを活用し、「通信の秘匿性」の確保、傷病者等の個人情報の保護を図っています。 【障がい福祉課】 ・救急要請時に聴覚障がいのある人からの求めがあった場合の手話通訳者の派遣について、対応可能な体制の継続的な確保に努めました。また、「FAX119」などの周知や申請勧奨に努めました。	確定	【指令調査室】 ・最新の災害時要援護者情報を活用した消防活動を実施しています。 ・登録制で運用しているメール119の登録者数は68名、Net119緊急通報システムの登録者数は63名。 ・平成25年6月3日から運用を開始した消防救急デジタル無線システムを活用し、「通信の秘匿性」の確保、傷病者等の個人情報の保護を図っています。 【障がい福祉課】 ・救急要請時に聴覚障がいのある人からの求めがあった場合の手話通訳者の派遣について、対応可能な体制の継続的な確保に努めました。また、「FAX119」などの周知や申請勧奨に努めました。	成果維持	【指令調査室】 Net119緊急通報システムについて効果的な広報を継続して実施する必要がある。 通信技術の高度化により緊急通報システムについても多様化すると考えられ柔軟に対応していくことが必要である。 【障がい福祉課】 救急要請時、できるだけ速やかに現地へ手話通訳を派遣できるよう、体制確保に努めます。	
163	4やさしいまち	(2)安全対策	①防災対策		85 救急医療情報キット配布事業	障がい福祉課	在宅の障がい児者を対象に、障がいの内容やかかりつけ病院などを書いた紙を冷蔵庫に保管するためのキットを配布することにより、救急隊員による医療情報の迅速な把握や円滑な対応を図ります。	在宅の障がい児者に救急医療情報キットを配布しました。 配付数:21個	確定	在宅の障がい児者に救急医療情報キットを配布しました。 配付数:27個	成果維持	今後も在宅の障がい児者に救急医療情報キットを配布を行います。	
164	4やさしいまち	(2)安全対策	②防犯対策等		85 防犯対策	危機管理室	犯罪抑止のため、高槻警察署管内防犯協議会等が実施する防犯活動を支援します。また、青色防犯パトロールの実施、ひったくり防止カバーや空き巣防犯啓発板、防犯カメラ設置啓発板の配布を行うほか、自治会等が設置する防犯カメラへの補助制度を実施します。さらに、警察との連携を密にし、防犯対策を効果的に展開します。	高槻警察署管内防犯協議会等と連携し、「青色防犯パトロール」を実施したほか、「空き巣防犯啓発板」や「ひったくり防止カバー」、「防犯カメラ設置啓発板」の配布を行いました。さらに、子どもや女性等を狙った犯罪の抑止を目的に、自治会等が設置する防犯カメラへの補助を引き続き実施するとともに、通学路や駅周辺を中心とする市街地に設置している街頭防犯カメラ810台の適切な運営管理を行いました。	確定	高槻警察署管内防犯協議会等と連携し、「青色防犯パトロール」を実施したほか、「空き巣防犯啓発板」や「ひったくり防止カバー」、「防犯カメラ設置啓発板」の配布を行いました。さらに、子どもや女性等を狙った犯罪の抑止を目的に、自治会等が設置する防犯カメラへの補助を引き続き実施するとともに、通学路や駅周辺を中心とする市街地に設置している街頭防犯カメラ810台の適切な運営管理を行いました。	成果維持	・高槻警察署管内防犯協議会等と連携して児童生徒の下校時間を中心に「青色防犯パトロール」等を行うことで、住民の防犯意識の向上に努めており、今後も引き続き巡回や見守り放送等を通じて啓発活動を実施します。 ・自治会等が設置する防犯カメラの設置補助を引き続き行い、地域の防犯力向上を図ります。 ・街頭防犯カメラの適切な運営管理を行うとともに、防犯カメラ設置啓発板の配布を行い、地域の犯罪抑止に努めます。	
165	4やさしいまち	(2)安全対策	②防犯対策等		85 消費者被害対策	市民生活相談課 消費生活センター	悪質商法等の被害未然防止のため、地域で講演会を開催するほか、さまざまな機会を捉え啓発を行います。また、ホームページ・広報誌等の媒体を活用し積極的に情報の発信を行います。消費者被害相談に対しては、迅速かつ効果的な解決に努めます。	・各種講座(7回)や、くらしの移動講座(47回)、市ホームページ、広報誌、消費生活センターニュース等を通して、情報提供に努めました。 ・高槻支援学校については協議の上、3年生を対象に生徒や保護者向けの資料提供を行いました。 ・消費生活相談員がより専門的な知識を身に付け、複雑、多様化する相談に対応するため、積極的に専門研修会等に参加するなど、相談対応力の向上に努めました。	確定	・くらしの移動講座(45回)や市ホームページ、広報誌、消費生活センターニュース等を通して、情報提供に努めました。 ・高槻支援学校については協議の上、3年生を対象に生徒や保護者向けの資料提供を行いました。 ・消費生活相談員がより専門的な知識を身に付け、複雑、多様化する相談に対応するため、積極的に専門研修会等に参加するなど、相談対応力の向上に努めました。	成果維持	悪質商法等の未然防止に向けて、関係機関との連携を強化し、講座や広報誌等、様々な機会を捉え、情報発信や啓発活動に取り組めます。あわせて、複雑、多様化する相談に迅速に対応できるよう、相談対応力の向上に努めます。	